別記様式第１号の２（第３条、第51条の８関係）

消防計画作成（変更）届出書

|  |
| --- |
| 年　　月　　日消防長　　　　　　　　　　　　　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□防火管理者□防災住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□防火管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。別添のとおり、　　　　　　　　　□防災 |
|
|
|
|
|
|
|
| 管理権原者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） |  |
| 防火対象物又は　　　　　　　の所在地建築物その他の工作物 | 　 |
| 防火対象物又は　　　　　　　の名称建築物その他の工作物（変更の場合は、変更後の名称） | 　 |
| 複数権原の場合に管理権原に属する部分の名称（変更の場合は、変更後の名称） |  |
| 防火対象物又は　　　　　　　の用途※１建築物その他の工作物（変更の場合は、変更後の用途） |  | 令別表第１※１ | （ 　）項 |
| その他必要な事項（変更の場合は、主要な変更事項） |  |
| 受付欄※２ | 経過欄※２ |
|  | ・南海トラフ地震防災規程〖 該当・非該当 〗 |

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　２　□印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

　　 ３　※１欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。

　　　４　※２欄は、記入しないこと。

備考　 １　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

防

「防火」

「防災」

　　　 ２　　　 　の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。

防火・防災管理に係る消防計画

第１章　総　則

第１節　計画の目的及び適用範囲等

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条第１項及び第３６条第１項において準用する規定に基づき、　　　　　　　　　　　　　の防火管理及び防災管理（以下「防火・防災管理」という。）についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、大規模地震及びその他の災害（以下「火災・地震等」という。）による人命の安全、被害の軽減及び二次的災害発生の防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この消防計画に定めた事項について適用する範囲は、次のとおりとする。

⑴　　　　　　　　　　　　　　に勤務し、出入りするすべての者

⑵　　　　　　　　　　　　　　の建物及び敷地内すべての場所

★⑶　防火・防災管理上必要な業務を受託している者〖該当・非該当〗

※　★印は、該当する場合のみとする。（以下、同様とする。）

（管理権原の及ぶ範囲）

第３条　管理権原の及ぶ範囲は、　　　　　　　　　　　　　　　とする。

２　管理権原者は、防火対象物の現状及び管理形態等を【別表２】により把握し、防火・防災管理者に防火・防災管理上必要な業務を適正に行わせなければならない。

★（防火・防災管理業務の委託について）〖 該当・非該当 〗

第４条　委託を受けて防火・防災管理業務に従事する　　　　　　　　　は（以下、「受託者」という。）、この消防計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、防災管理者及び自衛消防隊長等の指示及び指揮命令の下に適正に防火・防災管理上必要な業務を実施するものとする。

２　受託者は、防火管理業務と防災管理業務とを一体として行うものとする。

３　受託者は、受託した防火・防災管理業務について定期に防火管理者及び防災管理者（以下「防火・防災管理者」という。）に報告するものとする。

４　防火・防災管理業務の委託状況は、【別表１】のとおりとする。また、【別表１】には防火・防災管理業務を委託している旨の契約書の写しを添付するものとする。

（災害想定）

第５条　防火・防災管理者は、大規模地震発生（震度６強程度）時における【別表１４】の災害による被害を想定し、平素の検査、点検及び整備を行うとともに、職員に防火及び防災についての意識を高めるため教育及び訓練を行う。

（消防計画を見直すための組織）

第６条　防火・防災管理上必要な業務について確実な実践を図るため、防火・防災管理委員会を設けるものとする。また、訓練等を通じて定期的に見直し、改善をしていくため、ＰＤＣＡ小委員会や分科会等を設置するものとする。

２　防火・防災管理委員会の構成は、【別表３－１】のとおりとする。

３　防火・防災管理委員会長は、定期的に消防計画の見直しをするため、　月と　　月に会議を行い、次の場合は、臨時に開催するものとする。

⑴　社会的反響の大きい災害が発生したとき。

⑵　防火・防災管理者などからの報告又は提案により必要と認めたとき。

４　防火・防災管理委員会は、防火・防災管理上必要な業務の効果的な推進を図り、訓練の結果等を踏まえた本計画の見直し、改善を行うため、次の事項について審議するものとする。

⑴　防火施設及び避難施設（以下、「防火・避難施設」という。）並びに消防用設備等の点検・維持管理に関すること。

⑵　自衛消防組織の運用体制及び装備等に関すること。

⑶　自衛消防訓練に関すること。

⑷　職員の教育及び訓練に関すること。

⑸　その他、防火・防災管理上必要な事項

５　防火・防災管理者は、防火・防災管理委員会の審議結果を踏まえ、本計画を見直す。

６　防火・防災管理委員会は、南海トラフ地震に係る注意報の発令等が発せられた場合に召集される地震対策委員会を兼ねるものとする。

７　ＰＤＣＡ小委員会の構成は、【別表３－２】のとおりとする。

８　ＰＤＣＡ小委員会は、各種訓練実施後会議を開催し、被害想定や必要な対応行動が十分かどうか、それに応じた体制が備えられているか等について見直し、改善をするものとする。

（管理権原者の責務）

第７条　管理権原者は、　　　　　　　　　　　　　の防火・防災管理業務について、全ての責任を持つこととする。

２　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災管理上必要な業務を適正に遂行できる資格者を防火・防災管理者として選任しなければならない。

３　管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成又は変更する場合には、必要な指示を与えなければならない。

４　防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備又は欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

該当しない文字を横線で消す。

５　管理権原者は、自衛消防組織の設置及び自衛消防活動の全般について責任を負うものとする。

該当しない文字を横線で消す。

★（統括防火・防災管理義務対象物の管理権原者の責務）〖　該当・非該当 〗

第８条　同一敷地内の建物全体が統括防火・防災管理者を選任しなければならない防火対象物である各事業所の管理権原者は、次の業務を行うものとする。

　⑴　各管理権原者は、全体についての消防計画を遵守する。

⑵　各管理権原者は、協議して統括防火・防災管理者を選任し、全体についての防火・防災管理業務を行わせる。

（防火・防災管理者の責務と業務）

第９条　防火・防災管理者は、この計画の作成及び実行については、すべての権限を持って、次の業務を行う。

⑴　消防計画の作成及び変更

⑵　消火、通報及び避難誘導などの訓練の実施

⑶　自衛消防組織に係る事項

⑷　防火安全に係る自主検査の実施と監督

⑸　防災管理点検の立会い

⑹　消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検、整備及びその立会い

⑺　増築、改築及び模様替えなど工事中の立ち会い及び安全対策の樹立

⑻　改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立

⑼　火気の使用、取扱いの指導及び監督

⑽　避難通路、避難口及びその他の避難施設の維持管理

⑾　収容人員の適正管理

⑿　従業員等に対する防火・防災教育及び訓練の実施

⒀　管理権原者への提案や報告

⒁　地震による被害の軽減のための点検・自主検査の実施又は監督

⒂　防災設備及び避難施設等の点検・検査の実施並びに不備欠陥箇所がある場合の改修

⒃　地震発生時における家具等の転倒、落下及び移動の防止措置

⒄　放火防止対策の推進

⒅　関係機関との連絡

★⒆　統括防火・防災管理者への報告〖　該当・非該当 〗

　　　同一敷地内の建物全体が統括防火・防災管理者を選任しなければならない防火対象物である場合、全体についての消防計画に定められている次の事項について変更があるときは、統括防火・防災管理者に報告するものとする。

　　ア　各事業所の防火・防災管理者に選任又は解任されたとき

　イ　消防計画を作成又は変更するとき

　★ウ　防火対象物の法定点検を実施するとき〖　該当・非該当 〗

　　エ　消防用設備の法定点検を実施するとき

　　オ　建物等の定期点検を実施するとき

　　カ　防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥事項を確認したとき及びそれらを改修したとき

　　キ　火気使用設備器具又は電気設備の新設、移設及び改修等を行うとき

　　ク　臨時に火気を使用するとき

　　ケ　大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱いを行うとき

　　コ　客席又は避難通路の変更を行うとき

　　サ　用途（一時的を含む。）を変更するとき

　　シ　内装改修又は改築等の工事を行うとき

　　ス　催物を開催するとき

　　セ　消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき

　　ソ　消防計画に定めた訓練を行うとき

　　タ　防火・防災管理業務の全部又は一部を委託するとき

　　チ　消防機関が行う検査等に立会うとき

ツ　統括防火・防災管理者から指示された事項を実施したとき

⒇　その他、防火・防災上必要な事項

第２章　予防的事項

第１節　火災、地震等に対する共通的事項

（予防活動組織）

第１０条　予防的活動に係る組織は、防火・防災管理者を中心に階などを単位として防火・防災担当責任者を、また部屋・火気使用箇所などを単位として火元責任者を【別表４】のとおり定めるものとする。

２　防火・防災担当者は、次の業務を行うものとする。

⑴　担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。

⑵　防火・防災管理者の補佐に関すること。

３　火元責任者は、担当区域内において次の業務を行うものとする。

⑴　火気管理に関すること。

⑵　自主検査チェック表などによる建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること。

⑶　地震火災の発生要因を踏まえた火気使用設備器具の安全確認に関すること。

⑷　防火・防災担当責任者の補佐に関すること。

（点検・検査）

第１１条　自主チェックに係る組織は、消防用設備等・特殊消防用設備等、建物及び火気使用設備器具などの設備・施設を適正に維持管理するため、検査員を編成して行うものとする。

２　防火・防災管理者は、検査が計画通り行われているか否かを確認するとともに、検査結果をチェックする。

３　建物等の自主検査は、【別表５】に基づき各検査員が行うものとする。

４　消防用設備等・特殊消防用設備等の自主検査は、【別表６】に基づき、検査員が行うものとし、実施時期は、　月と　　月とする。

（法定点検）

第１２条　各種法定点検は、次による。

　⑴　防災管理点検

　　　防火対象物の防災管理点検は、防火・防災管理者が立会い、資格者又は点検業者に委託して行わせるものとする。

★⑵　防火対象物定期点検〖 該当・非該当 〗

防火対象物定期点検該当の場合、防火対象物の法定点検は、防火・防災管理者が立会い、資格者又は点検業者に委託して行わせるものとする。

⑶　消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、防火・防災管理者が立会い、資格者又は点検業者に委託して行わせるものとする。

⑷　建物等の定期検査は、防火・防災管理者が立会うとともに、資格者又は点検業者に行わせ、建物の維持管理に努める。

（点検結果の報告及び記録等）

第１３条　自主検査及び法定点検の実施者は、定期的に防火・防災管理者に報告するものとする。ただし、不備又は欠陥部分がある場合は、速やかに報告するものとする。

２　防火・防災管理者は、報告された内容で不備又は欠陥事項がある場合は、管理権原者に報告し改修を図る。

３　防火・防災管理者は、点検結果等を記録管理する。

（関係機関との連絡）

第１４条　管理権原者又は防火・防災管理者は、各種報告、届出及び自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談等連絡を必要に応じて行い、防火・防災管理上必要な業務の適正な遂行に努める。

２　管理権原者は、報告又は届出した書類及び防火・防災業務に必要な書類等を本計画書とともに取りまとめ、防火・防災管理維持台帳を作成し、整備・管理しておくものとし、防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等は、【別表７】のとおりとする。

３　消防機関への各種届出等については、【別表８】のとおり行うものとする。

（休日・夜間等の対応）

第１５条　防火・防災管理者は、休日・夜間等開業時間外で職員が少なくなる場合は、職員相互の連絡を十分に行い、安全対策に空白が生じないようにする。

２　外来患者診察時間外等の防火・防災管理業務は、【別表９】による管理体制により行う。

（工事中の安全対策）

第１６条　防火・防災管理者は、事業所及び施設等の一部を使用しながら下記の工事を行う場合は、工事中の消防計画を作成し、職員等及び工事の関係者に対し次の事項を遵守させるものとする。

　⑴　工事中の消防計画を作成しなければならない工事等

ア　建築基準法第７条の６に基づき、特定行政庁に仮使用するための申請がなされたもの。

イ　消防法第１７条の消防用設備等の増設、移設等の工事を行う場合で、当該設備の機能を停止させるもの又は機能に著しく影響を及ぼすもの。

ウ　防火対象物の構造、用途等から人命安全対策上又は火災予防上必要と認めるもの。

⑵　消防計画に定める内容

ア　工事中の消防計画に定める事項

　　　(ｱ) 工事計画及び施行に関すること。

　　　(ｲ) 工事中の防火・防災管理体制に関すること。

　　　(ｳ) 工事期間中の工事人の教育・訓練の実施及び工事中の消防計画の周知に関すること。

　　　(ｴ) 各室の用途、開口部及び防火戸の位置等の各階平面図

イ　消防法第１７条の消防用設備等の増設、移設等の工事を行う場合で、当該設備の機能を停止させるもの又は、機能に著しく影響を及ぼす工事を行う場合に定める事項

　　　(ｱ) 工事に伴い機能に支障が生じる消防用設備等の代替措置に関すること。

　　 (ｲ) 工事に伴い機能に支障が生じる避難施設等の代替措置に関すること。

　　 (ｳ) 火災発生危険等に対する対策に関すること。

　　 (ｴ) 工事に伴い使用する資機材及び危険物等の管理に関すること。

（工事時の遵守事項）

第１７条　前条に係る工事を行う者は、同条で防火・防災管理者が作成した工事中の消防計画に記載されている内容を遵守するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

　⑴　溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、作業計画を防火・防災管理者へ提出し、必要な指示を受けること。

　⑵　火気等を使用する作業にあっては、消火器等を配置すること。

　⑶　指定された場所以外では、喫煙等を行わないこと。

　⑷　危険物類の使用は、防火・防災管理者の承認を得ること。

　⑸　火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行うこと。

　⑹　その他防火・防災管理者の指示すること。

（収容人員の管理）

第１８条　防火・防災管理者は、用途区分ごとに定められた収容人員を超えて入場させない。

２　収容人員を超えるような事態になった場合は、掲示板、案内板及び放送などにより新規入場等を規制する。

３　混雑が予想される場合は、避難経路の確保、避難誘導員の配置及び増強等必要な措置をとる。

第２節　火災に関する事項

（出火防止対策）

第１９条　防火・防災管理者は、火気使用設備器具の種類、使用する燃料及び構造等に応じた安全管理に努める。

（喫煙及び火気の使用制限等）

第２０条　防火・防災管理者は、次の事項について、喫煙及び火気等の使用の制限を行うものとする。

⑴　喫煙場所を明確に指定して徹底するとともに、以下の事項を行う。

ア　歩行中の喫煙及びくわえたばこを禁止する。

イ　毎日終業後、不燃性の処理容器に吸殻をまとめ、水をかけて安全を図る。

⑵　火気設備器具等の使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除く全ての場所とする。

（臨時の火気使用等）

第２１条　臨時に火気を使用する者は、次の事項を事前に防火・防災管理者に連絡し、承認を得るものとする。

⑴　指定場所以外で喫煙又は火気を使用するとき。

⑵　火気使用設備器具を設置又は変更するとき。

⑶　催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。

⑷　危険物の貯蔵及び取り扱い等の種類及び数量等を変更するとき。

⑸　模様替え等の工事を行うとき。

⑹　火災予防条例に定める事項について消防機関に届け出て承認を受けるとき。

（火気の使用時の遵守事項）

第２２条　火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

　⑴　火気使用器具を使用する場合は、事前に器具を点検してから使用すること。

　⑵　火気使用器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。

　⑶　火気使用器具を使用した後は、必ず器具を点検し、安全を確認すること。

　⑷　喫煙場所以外では、喫煙しないこと。

（放火防止対策）

第２３条　防火・防災管理者は、次の事項に留意して放火防止に努める。

　⑴　廊下、階段室及び洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去

　⑵　物置、空室、倉庫等の施錠管理及び関係者以外の者が入れない環境づくり

　⑶　アルバイト、パート及び派遣社員などの職員の明確化による不法侵入者の監視

　⑷　監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の定期的な巡回・監視

　⑸　休日、夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理・整頓

　⑹　最終退室者に、火気及び施錠の確認を確実に行わせる。

　⑺　全職員等に対する放火防止意識の高揚を図る。

★（危険物等の管理）〖　該当・非該当 〗

第２４条　防火・防災管理者は、次の事項を遵守し、危険物の安全管理を行う。

　⑴　危険物施設の管理は、危険物取扱者又は危険物に関する必要な知識を有するものに行わせる。

　⑵　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、火気を使用させない。

　⑶　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃をおこなわせるとともに、みだりに不必要な物を置かせない。

　⑷　危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないようにさせる。

　⑸　定期的に点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用する。

２　防火・防災管理者は、当該建物への持ち込みが禁止されている危険物品の持ち込み及び使用が申請により認められた場合は、安全管理に努めるものとする。

（避難施設・防火上の構造等の管理）

第２５条　防火・防災管理者又は職員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する。

⑴　避難口、廊下、階段、避難通路及びその他の避難施設

ア　避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かない。

イ　避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下及び階段等の幅員を有効に保持する。

ウ　床面は避難に際し、つまずき及びすべり等を生じないように維持管理する。

⑵　火災が発生したときの延焼を防止し、又は有効な活動を確保するための防火設備

ア　防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かない。

イ　防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かない。

２　防火・防災管理者は、避難施設及び防火設備の役割を職員等に十分認識させるとともに、定期的に点検又は検査を実施し、施設及び設備の機能の確保に努める。

（避難経路図の掲示）

第２６条　防火・防災管理者は、人命の安全を確保するため消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した【別図２】を作成し、職員等に周知徹底するものとする。

第３節　地震に関する事項

（建物等の耐震診断等）

第２７条　防火・防災管理者は、建物及び設備等の耐震診断を行い、建物及び設備等の維持管理に努める。ただし、不備や不整合等がある場合は、速やかに管理権原者に報告し、改修を図るものとする。

２　管理権原者は、建物構造や消防用設備等に不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修を図るものとする。

（収容物等の転倒、移動及び落下防止措置）

第２８条　防火・防災管理者は、事務室内、避難通路及び出入り口等の収容物等の転倒、移動及び落下防止に努める。

２　火元責任者及び検査員は、各種検査等に合わせ、収容物等の転倒及び落下防止等が行われていることを確認し、行われていない場合は、滑り止め等の必要な措置を講じるものとする。

（地域防災計画等との調整）

第２９条　防火・防災管理者は、市町村が作成・公表する地域防災計画、震災の被害予測、防災マップ及び津波ハザードマップ等を定期的に確認し、消防計画との整合性に努める。

２　管理権原者は、必要に応じ隣接建物等との応援協定を行い、防火対象物の存する地域の安全確保に努めるものとする。

★（南海トラフ地震防災規程）〖 該当・非該当 〗

第３０条 事業所又は施設等が南海トラフ地震の津波によって３０ｃｍ以上の浸水が想定される区域に所在する場合で、事業所又は施設等の用途が対象事業所である場合は、南海トラフ地震防災規程を作成し、消防計画書に添付するものとする。

（非常用物品の確保）

第３１条　管理権原者は、地震その他の災害等に備えて３日分をめどに非常用物品等を【別表１０】のとおり確保するように努めるものとする。

２　防火・防災管理者は、定期に非常用物品の点検整備を自ら実施するか、防火・防災担当者に実施させる。

３　非常用物品の点検は、地震想定訓練実施時等に合わせて行うものとする。

（ライフラインの途絶に対する措置）

第３２条　電気、ガス、上下水道及び電話等のライフラインが途絶する場合の措置として、次のことを行うものとする。

⑴　停電への対応

非常電源、携帯用照明器具、発動発電機、蓄電機及びバッテリー等の確保

⑵　ガスの供給停止への対応

プロパンガスボンベ、灯油、カセットコンロボンベ及び炭等の確保

⑶　断水への対応

建物全体が保有する水量の把握とともに、生活用水の確保及びトイレ用具等の確保

⑷　通信不全への対応

電話回線の複線化、無線機、拡声器及びトランシーバー等、非常時の通信手段の確保を図るとともに、平素からの訓練に努める。

（緊急地震速報の活用）

第３３条　管理権原者は、緊急地震速報を活用するため必要な資機材を設置し、防災セン　　ターの機能向上に努めるものとする。

※　事業所内に防災センターが存在しない場合は、防災センターに代わる防災の拠点箇所を防災センターとするものとする。（以下、同様とする。）

第３章　応急対策的事項

第１節　火災、地震等に対する共通的事項

（自衛消防組織の編成等）

第３４条　管理権原者は、火災、地震及びその他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を編成するものとする。

２　自衛消防組織には、統括管理者を置き、本部隊及び地区隊を編成するものとする。

⑴　統括管理者には、自衛消防業務講習受講者等の法定資格者がその任にあたるものとする。

⑵　統括管理者は、その任務の代行者（以下「統括管理者の代行者」という。）を定めるものとする。

３　本部隊に、班を置くものとする。

⑴　本部隊に置く班は、指揮班、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班とし、各班に班長を置くものとする。

⑵　防災センターを本部隊の活動拠点とし、防災センター勤務員を本部隊の中核として配置するものとする。

４　地区隊に、地区隊長及び班を置くものとする。

⑴　地区隊に置く班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班とし、各班に班長を置くものとする。

⑵　地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに、統括管理者への報告・連絡を密に行うものとする。

５　自衛消防組織の編成及び主たる任務は、【別表１５－１】及び【別表１５－２】のとおりとする。

（自衛消防組織の活動範囲）

第３５条　自衛消防組織の活動範囲は、次のとおりとする。

２　活動範囲は、防火対象物（事業所）全体とする。

３　隣接する防火対象物からの災害を阻止する必要がある場合は、統括管理者の判断に基づき活動する。

４　隣接する建物等に対する応援活動は、隣接する建物等との応援協定の範囲内とする。

５　前４の協定は、管理権原者が行うものとする。

（統括管理者の権限）

第３６条　統括管理者は、火災、地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動において、その指揮、命令及び監督等、一切の権限を有する。

２　管理権原者は、統括管理者の代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令及び監督等の権限を付与するものとする。

（統括管理者の責務）

第３７条　統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう隊を統括するものとする。

２　統括管理者は、消防隊へ必要な情報提供等を行い消防隊との連携を密にしなければならない。

３　地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに、統括管理者への報告及び連絡を密に行わなければならない。

（本部隊の任務）

第３８条　本部隊は、自衛消防組織の管理する区域で発生する災害においては、強力なリー

ダーシップを発揮し初動対応及び全体の統制を行うものとする。

２　本部隊は、防災センター勤務員を中核として、次の活動を行うものとする。

⑴　本部隊の指揮班及び通報連絡（情報）班は、本部員として活動拠点（防災センター）における次の任務にあたるものとする。

ア　自衛消防活動の指揮統制及び状況の把握

イ　消防機関への情報や資料の提供及び消防機関との連絡

ウ　在院者に対する指示

エ　関係機関や関係者への連絡

オ　消防用設備等の操作運用

カ　避難状況の把握

キ　地区隊への指揮や指示

ク　その他必要な事項

⑵　本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班は、地区隊長の指揮の下で現場員として災害発生場所における任務にあたるものとする。

⑶　統括管理者は、地区隊長が不在となった区域で災害が発生した場合、現場に駆けつける本部員のうち１名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたらせるものとする。

⑷　本部隊は、地区隊長から応援要請があった場合は、他の地区隊に対して支援を要請し、応援地区隊の下で活動にあたらせるものとする。

（地区隊の任務）

第３９条　地区隊は、地区隊の管理する区域で発生する災害においては、地区隊が中心となり地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとする。

（地区隊の活動）

第４０条　地区隊は、地区隊長の指揮の下に、次の活動を行うものとする。

⑴　地区隊の通報連絡班は、以下の事項の任務にあたるものとする。

ア　被害状況の把握及び情報の収集

イ　災害発生場所及び状況等の本部隊への報告

ウ　消防機関への通報及び指定場所への連絡

⑵　地区隊の初期消火班は、消火器及び屋内消火栓等を活用し、消火活動の任務にあたるものとする。

⑶　地区隊の避難誘導班は、以下の事項の任務にあたるものとする。

ア　携帯用拡声器及びメガホン等を活用しての避難誘導

イ　在院者のパニック防止措置

ウ　避難状況の確認及び本部隊への報告

⑷　地区隊の安全防護班は、以下の事項の任務にあたるものとする。

ア　防火戸及び防火ダンパー等の操作

イ　ガス、危険物及び火気使用設備等に対する応急防護措置

ウ　倒壊危険箇所への立ち入り禁止措置

エ　スプリンクラー設備等の散水による水損の防止措置

オ　活動上支障となる物件の除去

⑸　地区隊の応急救護班は、救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に係る措置にあたるものとする。

（自衛消防組織の運用）

第４１条　防火・防災管理者は、自衛消防組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに、職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊及び地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

３　外来患者診察時間外等における自衛消防組織は、【別表９】に示すとおり防災センターを中核とし、在院中の職員は防災センター勤務員等の指示の下に協力するものとする。

４　外来患者診察時間外に災害が発生した場合は、消防機関に通報後、必要な初動措置を行うとともに管理権原者及び防火・防災管理者等に連絡し、指示・命令の下に行動するものとする。

５　防火・防災管理者は、災害等の応急活動のため**緊急連絡網**や**職員等の参集計画**を別に定めるものとする。

（自衛消防組織の装備）

第４２条　管理権原者は、自衛消防組織に必要な装備品を装備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

⑴　自衛消防組織の装備品は、【別表１１】のとおりとする。

⑵　自衛消防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理するものとする。

（指揮命令体系）

第４３条　管理権原者は、災害発生の情報を受けた場合は、統括管理者に防災センター等への自衛消防本部の設置を指示するものとする。

２　統括管理者は、防災センターでの収集情報及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始時期を決定することとする。

３　統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況及び被災状況等の情報を提供するとともに消防機関の指揮下での協力を行うものとする。

４　自衛消防組織の業務の一部を委託等により派遣されている警備員等は、本部隊又は地区隊の下で行動するものとする。

第２節　火災に関する事項

（火災発見時の措置）

第４４条　火災の発見者は、大声で周囲の者に火災を知らせ、近くの非常ベル等を押すとともに、消防機関（１１９番）への通報及び防災センターへ連絡しなければならない。

２　火災の発見は、機械による感知の場合と人が直接発見する場合とがあるので、それぞれに応じて適切な行動を行うものとする。

　⑴　機械による感知の場合

　　ア　自動火災報知設備等により感知した場合は、表示区域を確認して現場へ急行し、火災を確認後、通報・連絡する。

　　イ　受信機に複数の警戒区域が表示された場合は、原則として火災と断定して通報・連絡する。

　⑵　人為的に発見した場合

　　　火災発見者から連絡を受けた場合は、直ちに消防機関（１１９番）へ通報するとともに通報、連絡及び初期消火等、所定の行動を行う。

（通報連絡）

第４５条　本部隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。

⑴　本部員として、活動拠点における任務にあたる。

⑵　現場確認者等から火災の連絡を受けたときは、直ちに消防機関（１１９番）へ通報する。

⑶　火災発生確認後、避難が必要な階の在院者への避難放送を行う。

⑷　統括管理者、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。

⑸　避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。

２　地区隊の通報連絡班は、次の活動を行うものとする。

　⑴　出火場所、燃焼範囲、燃えている物及び延焼危険の確認

　⑵　消火活動状況及び活動人員の確認

　⑶　逃げ遅れ、負傷者の有無及び状況

　⑷　区画状況の確認

　⑸　危険物等の有無の確認

　⑹　前各号の情報について統括管理者又は地区隊長への連絡

　⑺　情報収集内容の記録

３　消防機関への通報は、火災の内容が把握できていない時点でも通報し、状況が確認できた内容を随時通報する。

（消火活動）

第４６条　本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し消火器又は屋内消火栓等を活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸及び防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたるものとする。

２　地区隊の初期消火班は、初期消火に主眼を置き活動するものとする。

３　火災発生場所の直近にいる者は、身近に設置してある消火器及び水バケツ等により初期消火活動を行うものとする。

（避難誘導）

第４７条　本部隊の避難誘導班は、地区隊と協力して出火階及び上階の者を優先して避難誘導にあたるものとする。

２　エレベーターによる避難は、原則として行わないものとする。

３　屋上への避難は、原則として行わないものとする。

４　避難誘導員の部署は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等とする。

５　避難誘導の開始の指示命令は、統括管理者が出火場所、火災の程度及び消火活動状況等を総合的に、かつ短時間のうちに判断し責任を持って行うものとする。

６　避難誘導にあたっては、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛及びロープ等を活用して、避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱防止に留意し避難させるものとする。また、災害時要援護者等については、担当者を指定して避難させるものとする。

７　避難放送にあたっては、早口をさけ、落ち着いた口調で、同一内容を２回程度繰り返して行い、パニック防止に努めるものとする。

８　負傷者及び逃げ遅れた者等についての情報を得たときは、直ちに自衛消防本部（防災センター）に連絡するものとする。

９　避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防本部（防災センター）に報告するものとする。

10　地区隊の避難誘導班は、避難者に対し前各号に従い避難誘導にあたるものとする。

（安全防護）

第４８条　本部隊及び地区隊の安全防護班は、排煙口の操作を行うともに、防火戸、防火シャッター及び防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。

２　出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖するものとする。また、自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく手動で閉鎖するものとする。

　　ただし、防火戸及び防火シャッターの閉鎖は、ベッドや車椅子での避難を必要とする自力避難困難者を考慮するものとする。

３　空調設備は、空調ダクトに火や煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので、原則として停止させることとする。

４　危険物等の消防活動に支障となる物件が、火災発生現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去するものとする。

５　エレベーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止させるものとする。

（応急救護）

第４９条　本部隊の応急救護班は、救護所を消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置するものとする。

２　本部隊及び地区隊の応急救護班は、相互に協力して負傷者の応急手当を行うとともに、救急隊と連絡をとり、病院に搬送できるように適切な対応をするものとする。

３　応急救護班は、負傷者の氏名、搬送病院及び負傷程度など必要な事項を記録するものとする。

４　逃げ遅れた者の情報を得た場合、応急救護班は現場へ急行し、特別避難階段又は屋外避難階段等の安全な場所へ救出するものとする。

（消防機関への情報提供）

第５０条　本部隊は、自衛消防活動が消防機関に引き継がれ、消防隊の活動が効果的に行われるようにするため、次の活動を行うものとする。

　⑴　消防隊進入門等の開放

　⑵　火災現場への誘導

　⑶　情報の提供

　　　出火場所、燃焼範囲、逃げ遅れた者の有無、避難誘導状況及び消防活動上支障となるものの有無など

　⑷　自衛消防本部等の設置場所

第３節　地震に関する事項

（地震発生時の初期対応）

第５１条　地震災害に伴う活動は、広範囲かつ長時間に及ぶことから地震災害対策本部【別記２】を設置するものとする。

２　身体の保護

　　地震発生時は、揺れがおさまるまで身体の防護を最優先した安全行動をとることとする。

３　地震災害対策本部の任務

　　地震災害対策本部の任務は、次のとおりとする。

　⑴　被害状況及び活動状況の把握

　⑵　自衛消防活動の支援

　⑶　応急対策の決定

　⑷　復旧計画の策定

　⑸　その他地震災害活動に関すること。

４　初期情報の収集

同時多発する地震災害では、初期情報の収集がその後の活動の基本となることから次の活動を行うものとする。

⑴　情報は災害活動の拠点となる防災センターに一元化し収集する。

⑵　防災センター勤務員は、建物図面等の関係資料を速やかに準備する。

⑶　防災センター勤務員は、総合操作盤、院内テレビモニター、院内巡視員等から情報収集する。

⑷　エントランス受付、職員食堂等の場所からも広く状況を収集する。

５　防災センターの機器に障害が発生した場合の対応

防災センターの総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、速やかに情報連絡員を増強し、院内を巡回させ情報収集を行うものとする。

６　安心情報の提供

防災センター勤務員は、揺れがおさまった後、早期に院内一斉放送を行い、在院者の不安感を除く放送を開始するとともに、次の内容に留意するものとする。（**放送文例**は別に作成）

⑴　院内の被害状況等について逐次情報提供を行いパニックの発生防止に努める。

⑵　負傷者情報を防災センターに提供するように呼びかける。

⑶　余震等による落下物からの身体防護を呼びかける。

７　二次災害の発生防止対応

二次災害の発生防止のために行う初期の対応は、次のとおりとする。

⑴　火気使用設備器具の直近にいる者は、揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、安全上支障のない電源や燃料バルブを遮断する。

⑵　統括管理者は、在院者の安全確保のため、次の内容を放送するとともに、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等の点検・検査を実施し、異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

ア　エレベーターの使用禁止

イ　エスカレーターの使用禁止

ウ　落下物からの身体防護の指示

エ　屋外への飛び出しの禁止

（緊急地震速報の活用）

第５２条　防災センター勤務員は、常時ラジオやテレビを視聴し、緊急地震速報の受信態勢をとることとする。

２　緊急地震速報受信時の対応

緊急地震速報を受信したときは、次の対応を行うものとする。

⑴　防災センター勤務員は、避難口等の電気錠を解錠し、避難経路を確保する。

⑵　パニックの発生を防止するために必要な院内一斉放送を行う。

　⑶　関係者に「緊急地震速報」の発表を院内放送で行う場合は予め用語指定しておく。（**用語例**は別に作成）

⑷　火気使用設備器具担当者は、出火防止のため安全上支障のない電源や燃料のバルブを遮断する。

３　統括管理者及び地区隊長は、**緊急地震速報受信時の対応マニュアル**を作成し、これに基づく訓練を実施するものとする。

（被害状況の確認）

第５３条　統括管理者は、建物全体の被害及び活動状況を一元化し管理するものとする。（**情報総括表**は別に作成する。）

２　被害及び活動状況の把握

⑴　統括管理者は、各地区隊長からそれぞれの担当区域における被害及び活動状況について報告を受けるものとする。

⑵　情報の優先順位は、負傷者、閉じ込められた者の発生状況、火災等の二次災害の有無及び建物構造等の損壊状況等とする。

⑶　統括管理者は、本部隊の通報連絡（情報）班を増強し、総合操作盤、院内テレビモニター等の機器情報及び院内巡回等による情報収集を強化するものとする。

３　被害状況等の伝達

⑴　統括管理者は、地区隊長に対し建物全体の被害状況及び各隊の活動状況を伝達し、災害活動の円滑化を図るものとする。

⑵　統括管理者は、必要に応じて院内放送により院内の被害状況や活動状況等を伝達し、在院者の不安解消を図るものとする。

⑶　テレビやラジオ等からの情報を収集し必要に応じて院内放送で伝達するものとする。特に、帰宅困難者の発生に備えた交通機関の状況及び二次災害に備えた余震、津波等の発生危険について正確な情報の収集に努めるものとする。

（救出・救護）

第５４条　救出救護活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり、消防機関等の迅速な活動が期待できない場合は、自衛消防組織が主体となって行うものとする。

２　救出・救護の原則

⑴　損壊建物等の下敷きになっている人の救出活動で同時に火災が発生している場合は、原則として火災を制圧してから救出活動にあたるものとする。

⑵　救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先するものとする。

３　二次災害の防止

⑴　損壊建物等での救出活動では、要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視員を配置し、二次災害の発生防止に努めるものとする。

⑵　損壊建物等での救出作業では、不測の事態に備えて消火器や水バケツ等を準備するものとする。

⑶　救出活動でチェーンソーやエンジンカッター等の機器を使用する場合は、機器の取扱いに習熟した者が担当するものとする。

４　応援の要請等

⑴　地区隊長は、損壊建物等での救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の人に協力を要請するものとする。

⑵　事業所に備えてある防災資機材のほか必要に応じて、周辺の建築業者等と事前に協定し、建設土木重機の借用及び操作技術者等の派遣を要請するものとする。

⑶　必要と認められる場合には、消防機関等の出動を要請するものとする。

５　応急救護所の設置及び搬送

⑴　本部隊の応急救護班は、大きな揺れがおさまった後、早期に応急救護所を設置するものとする。

⑵　応急救護所は、避難等の障害とならない場所に設置するものとする。

⑶　応急救護班は、負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、被害状況により緊急を要する場合は、地域防災計画に定める救護所、医療機関に搬送するものとする。

⑷　救出した人には、救出した場所及び時間等を記入した**傷病者カード**を掲示し、救護活動を行うものとする。

⑸　消防機関の救急隊による搬送が期待できない場合は、他の搬送手段・搬送経路等を選定するものとする。

（エレベーター停止への対応）

第５５条　統括管理者は、速やかにエレベーターの運行状況を確認し、次の活動を行うものとする。

⑴　本部隊は、インターホンで各エレベーター内に呼びかけ、閉じ込められた者の有無について確認する。

⑵　閉じ込められた者が発生した場合は、速やかにエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。

⑶　閉じ込められた者の発生したエレベーターの停止位置を確認するとともに、インターホンにより閉じ込められた者へ呼びかけを開始し、エレベーター管理会社への連絡及びその他地震の状況等を適宜伝え、閉じ込められた者を落ち着かせる。

⑷　エレベーター管理会社の行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に参加し、技術等に習熟している者がいる場合で、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに救出活動を行う。

⑸　エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。

２　復旧対策等は、次のとおりとする。

⑴　停止したエレベーターは、安全確認が終了するまで使用禁止を徹底する。

⑵　長周期地震動によりエレベーターが停止した場合は、震度にかかわらず綿密な点検を行い、安全を確認する。

⑶　地震後の早期復旧について、エレベーター管理会社との連携体制等について確保する。

３　報告等は、次のとおりとする。

⑴　職員等がエレベーターに閉じ込められた場合には、インターホンで防災センターにその旨を連絡するとともに、けが人の有無等を報告する。

⑵　エレベーターの閉じ込めを発見した者は、速やかに防災センターに報告する。

４　その他

⑴　統括管理者は、エレベーター管理会社が行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に本部員を参加させ救出能力の向上を図るものとする。

⑵　統括管理者は、**地震発生時のエレベーター対応マニュアル**を作成し、これに基づく訓練を行い隊員の活動能力の向上を図るものとする。

（地震による出火防止への対応）

第５６条　地震による火災は、同時多発とともに消火設備の機能の低下等により対応が困難となることから出火防止等の徹底を図るものとする。

⑴　火気使用設備器具の直近にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れがおさまった時には、電源の遮断及び燃料バルブの閉鎖等の出火防止を行うものとする。

⑵　ボイラー等火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動の確認及びバルブの閉鎖等を行うものとする。

２　初期消火

⑴　各地区隊長は、担当区域内の出火危険場所に初期消火班を派遣し、早期発見及び消火を行うものとする。

⑵　複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行うものと

する。

（避難施設・建物損壊への対応）

第５７条　統括管理者は、総合操作盤、院内テレビモニター等からの情報、本部隊通報連絡（情報）班及び地区隊長からの被害情報等を総合的に判断し、安全な避難経路の選定を行うものとする。

⑴　地区隊長は、揺れがおさまった後、安全防護班員に担当区域内の避難口、廊下及び避難階段等の防火戸・防火シャッターの開閉状況を確認させ、安全な避難経路を選定するとともに統括管理者に報告するものとする。

⑵　統括管理者は、防火戸・防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、速やかに代替の避難経路を選定し地区隊長に指示するものとする。

⑶　火災が拡大し消火が困難となった場合は、避難者の避難完了を確認した後、防火戸・防火シャッターを閉鎖し区画するものとする。

２　スプリンクラー設備等の機能障害への対応

スプリンクラー設備等の自動消火設備が作動しない場合は、周囲の人に協力を求めて、消火器や水バケツを集結し消火にあたるものとする。

３　安全区画の形成

⑴　安全防護班は、防火戸・防火シャッターの自動閉鎖機能に支障が生じ閉鎖しない場合は、手動操作によって行うものとする。

⑵　地区隊長は、建物損壊や収容物の倒壊等によって、防火戸・防火シャッターの閉鎖障害が生じ安全区画を変更する場合は、区画内の避難者の確認及び速やかな統括管理者への報告を行うものとする。

４　避難経路確保訓練

⑴　統括管理者は、防災センター勤務員に対して避難経路確保訓練を実施するものとする。

⑵　統括管理者及び地区隊長は、避難口等の防火戸・防火シャッターの手動開閉操作等について訓練を行うものとする。

（ライフライン等の機能不全への対応）

第５８条　ライフライン等の機能不全への対応は、次のとおりとする。

２　停電への対応

*

⑴　防災センター勤務員は、自家発電設備の始動を確認するとともに院内放送で非常電源への切り替えについて放送する。〖該当・非該当〗

⑵　自衛消防活動に必要な携帯用照明器具・発電機・バッテリー・懐中電灯等について確保する。

⑶　地震後、常用電源が復旧された場合の二次災害防止のため、安全上支障のないブレーカー等の遮断を徹底する。

★⑷　長時間の停電に備えて、自家発電設備の燃料の補給を行う。〖該当・非該当〗

*

３　ガス供給停止への対応〖該当・非該当〗

⑴　ガス緊急遮断装置の作動の確認を行う。

⑵　地震動によるガス配管等からの漏洩の点検を行う。

⑶　ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖するとともに、周囲の人を速やかに退避させ、火源（電灯・スイッチ等を含む）に注意し、拡散させる。

４　断水への対応

⑴　統括管理者は、給水弁を操作し、消火用水を確保する。

⑵　飲料用水は、貯水槽等の損壊等の被害状況を確認した後、給水する。

⑶　災害活動の長期化に伴う生活用水等の確保については、時期を失することなく要請する。

５　通信障害への対応

⑴　統括管理者は、防災センター、本部隊各班長及び地区隊長との間に複数の通信手段を確保する。

⑵　電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、職員の安否等については、災害伝言ダイヤルを活用する。

６　交通障害への対応

⑴　交通機関の運行状況に関する情報の収集を強化する。

⑵　道路の亀裂・陥没による通行止め情報の収集にあたる。

⑶　交通障害が長期化するおそれが生じた場合は、早期に必要物資等の援助要請を行う。

７　活動支援体制の強化

災害活動が長期化する場合は、地震災害対策本部に庶務班を設け、自衛消防組織の要員の交代や日常生活物資の補給の強化を行う。

（避難の開始）

第５９条　統括管理者は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、【別図１】に基づき、避難するか在院するかを判断するものとする。

２　前項の規定によらず、防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに在院者の避難誘導を行うものとする。

（避難命令の伝達）

第６０条　避難に関する命令伝達は、視聴覚障害者・外国人等を考慮し、放送設備等を使用して行うものとする。

（避難上の留意事項）

第６１条　統括管理者は、地震時の避難については、在院者等の混乱防止に努めるほか、次によるものとする。

⑴　建物の倒壊危険等がある場合は、在院者を速やかに屋外へ避難させる。

⑵　統括管理者及び地区隊長は、避難の指示を出すまで、職員等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら、柱の回りや壁ぎわなど安全な場所で待機させる。

⑶　統括管理者は、院内一斉に避難する場合は、避難者をブロックごとに分け、避難順を指定して行う。

⑷　統括管理者は、避難を行う場合、地区隊長と連携し、各階の避難経路に避難誘導員を配置して行う。

２　一次退避場所への避難

★本建物の躯体が耐震構造上安全である場合は、原則として屋外に避難しないものとする。

〖該当・非該当〗

1. 地区隊長は、事業所の天井の落下、収容物の転倒落下、火災が発生するなど危険が切

迫した場合は、　　　　　　　　に在院者等を避難させる。

⑵　地区隊長は、担送患者及び傷病者等の自力避難困難者に対しては、担当員を配置し、誘導させるなど一次対応を行う。

⑶　地区隊長は、避難状況を統括管理者に連絡する。

３　避難場所への避難

火災の延焼状況及び建物の損壊・倒壊等の状況を判断し、危険が切迫している時は、地域防災計画に定める避難場所へ避難誘導する。

⑴　避難場所に誘導するときは、避難場所（　　　　　　　　　）までの順路、道路状況、被害状況について説明する。

⑵　避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。

⑶　避難誘導にあたっては拡声器・メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。

⑷　避難する際には、ブレーカーの遮断及びガスの元栓の閉鎖等を行う。

（帰宅困難者等の対策）

第６２条　防火・防災管理者（統括管理者）は、帰宅困難となるおそれのある来院者及び職員等に対する保護・支援の確保や情報の提供等、さらに入院患者に対する医療行為の継続等の手段を講じておくものとする。

２　統括管理者は、帰宅困難者に対し次のことを行うものとする。

⑴　鉄道等交通機関の運行状況及び地震被害状況の把握に努め、院内放送等を活用して、在院者に情報を伝達する。

⑵　地区隊長への帰宅困難者対策実施の指示

⑶　帰宅困難者情報の関係機関等への提供

⑷　救護施設の設置指示と救護物資の支給

⑸　職員や職員の家族の安否情報の確認・連絡手段として通信機関の災害伝言ダイヤル等を活用した連絡体制を確立する。

（ライフライン、危険物等に関する二次災害発生防止）

第６３条　統括管理者は、地震発生後、建物の使用開始及び復旧作業等に伴う災害発生を防止するため検査員及び安全防護班等に、次のことを行わせるものとする。

⑴　火気使用設備器具・電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置

⑵　危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は危険場所への立ち入り禁止措置

⑶　避難経路の確保及び建物内損壊場所等の応急措置

⑷　消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。

⑸　エレベーター、エスカレーター及び空調設備等の稼動開始に伴う安全確認及び防護措

　置

⑹　給水開始に伴う水道配管等の漏水防止措置

（復旧作業等の実施）

第６４条　防火・防災管理者及び統括管理者は、復旧作業又は建物を使用再開する時は、次に掲げる措置を講じる。

⑴　復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。

⑵　復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに職員等に周知徹底する。

⑶　復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。

⑷　復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに職員に周知徹底させる。

（地震対策委員会の招集）

第６５条　防火・防災管理者及び統括管理者は、南海トラフ地震に係る注意報の発令等（以下「注意報等」という。）が発せられたことを知った場合、地震対策委員会を招集し、次の事項を協議し決定する。

　⑴　注意報等の発令を知った場合の対応処置

　　ア　情報の伝達方法

　　イ　自衛消防組織の任務の確認

　⑵　運営方針

　⑶　在院者等の対応

　⑷　出火防止のための応急措置対策の確認

　⑸　時差帰宅等の決定及び残留者の決定

　⑹　その他必要な事項

２　委員会の構成は、【別表３－１】の構成員及び自衛消防組織の地区隊長以上をもって構成する。なお、地震対策委員会は、防火・防災管理委員会を兼ねるものとする。

３　管理権原者は、緊急を要する場合は、前第１項の地震対策委員会の開催を待たず、注意報等が発令された場合の必要な措置、任務分担等を統括管理者に指示・命令する。

（運営方針）

第６６条　注意報等が発令された場合は、職員の時差帰宅及び残留要員の確保を図るとともに、在院者の混乱防止のため、業務を自粛又は中止するものとする。

２　**出勤途上又は外出中に注意報等の発令を知った時は、別に定める計画**のとおりとする。

３　**職員の時差帰宅は、別に定める計画**のとおりとする。

第４節　その他の災害についての対応

（その他の災害に対する対応）

第６７条　職員等（地区隊長）は、毒性物質の発散があった場合又は、発散のおそれを発見した場合は統括管理者（本部・防災センター）に連絡するものとする。

２　統括管理者は、前項の情報を得た場合及び原因不明の多数の死傷者等が発生した場合は、本部員（防災センター勤務員）に周囲の立入禁止措置を行い、職員等を避難させるものとする。

３　統括管理者は、第１項の情報を警察等に連絡し、その指示に従うものとする。

第４章　教育訓練

第１節　教育

（管理権原者の取り組み）

第６８条　管理権原者は、自らの防火・防災管理についての知識及び認識を高めるため、防火・防災等に関するセミナー等に参加するものとする。

２　管理権原者は、防火・防災管理者及び職員等の法定講習及び防災講演会等の受講並びに教育について必要な措置を講ずるものとする。

（防火・防災管理者の教育）

第６９条　防火・防災管理者は、消防機関が行う講習会及び研修会等に参加するとともに、職員に対する防火防災研修会等を随時開催する。

２　防火・防災管理者は、防火・防災管理再講習を期限内に受講する。

３　管理権原者は、前項の受講に際して、必要な措置を講ずるものとする。

（ポスター、パンフレットの作成及び掲示）

第７０条　防火・防災管理者は、防災管理業務に関するパンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配布されたポスター等を見やすい場所に掲示する。

（自衛消防組織の要員に対する教育）

第７１条　自衛消防業務に従事する者への教育は、防火・防災管理者が実施計画を作成し、個人、集合及び部分教育等を実施し記録しておく。

２　本部隊の班長への教育は、自衛消防業務講習を受講させる。

３　本部隊の班長以外の自衛消防組織の要員については、法定資格を努めて取得するよう指導する。

（統括管理者等の資格管理）

第７２条　防火・防災管理者は、本部隊の自衛消防業務に従事する者の受講状況を把握し、【別表１６】により管理し、計画的に受講させる。

（防火・防災教育の実施時期等）

第７３条　防火・防災教育の実施時期、実施対象者及び実施回数は、【別表１２】のとおりとする。

（防火・防災教育の内容）

第７４条　防火・防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、おおむね、次によるものとする。

⑴　防火・防災管理に係る消防計画について

⑵　職員の守るべき事項について

⑶　火災発生時の対応について

⑷　地震時の対応について

⑸　その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

（防火・防災教育担当者への教育）

第７５条　防火・防災管理者は、防火・防災教育担当者の知識の向上を図るため次の事項を積極的に進める。

⑴　消防機関等の行う講演会等の参加

⑵　防火・防災管理に関する図書等の提供

第２節　訓練の実施

（職員等の訓練）

第７６条　防火・防災管理者は、職員等に対し、火災・地震・その他の災害等が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動ができるよう次により訓練を行う。

１　総合訓練

⑴　火災総合訓練

⑵　地震総合訓練

２　個別訓練

⑴　指揮訓練

⑵　通報訓練

⑶　消火訓練

⑷　避難訓練

⑸　救出救護訓練

⑹　安全防護訓練

⑺　消防隊の誘導・情報提供訓練

⑻　ＮＢＣＲ等に伴う災害に係る対応訓練

３　その他の訓練

⑴　建物平面図・配置図等を使用した図上訓練

⑵　自衛消防組織の編成及び任務の確認

⑶　自衛消防活動に供する機器、装備の取り扱い訓練

４　訓練の実施時期等

　⑴　訓練の実施時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練の種別 | 実施時期 | 備　　　考 |
| 火災総合訓練 | 　月、　　月 | 通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する。 |
| 地震総合訓練 | 　月、　　月 | 避難の訓練を主体とした総合訓練を実施する。 |
| 個別訓練等 | 　月、　　月 |  |

　⑵　統括管理者は、訓練指導者を指定して実施するものとする。

　⑶　訓練参加者は、自衛消防組織を含むすべての職員とする。

（訓練時の安全対策）

第７７条　統括管理者は、訓練指導者を　　　　　　　　　　　　　　　　、安全管理を担当するものを　　　　　　　　　　　　　　　　とし、訓練指導者及び訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施するものとする。

⑴　訓練実施前

ア　訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。

イ　事前に自衛消防組織の要員の服装や資機材及び健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。

⑵　訓練実施中

ア　安全管理を担当する者は、訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者は安全管理上必要な箇所に配置し、各操作及び動作の安全を確認する。

イ　訓練中において、使用資機材及び訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を停止して、是正措置等を講じる。

⑶　訓練終了後

訓練終了後の資機材収納時についても、手袋及び保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させる。

（自衛消防訓練実施結果の検討）

第７８条　防火・防災管理者及び統括管理者は、自衛消防訓練終了後、直ちに訓練結果について検討会を開催し、以後の訓練に反映させる。

なお、検討会には、原則として訓練に参加した者全員を出席させる。

２　防火・防災管理者及び統括管理者は、訓練検討結果をもとに、防火・防災管理委員会に報告する。

（自衛消防訓練の通知）

第７９条　防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとする時は、あらかじめ所轄消防署へ通報し、実施日時・訓練内容等について職員等に周知徹底する。

附　則

この消防計画は、　　　　年　　月　　日から施行する。

【別記１】

別　表　等　一　覧　表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 表　番　号 | 名　　　　　　称 | 条　文 | 備　　　　考 |
| １ | 【別記１】 | 別表等一覧表 | － |  |
| ２ | 【別記２】 | 防火防災協議会地震災害対策本部 | 第５１条 |  |
| ３ | 【別表１】 | 防火・防災管理業務の委託状況表 | 第４条 | 防火・防災管理業務の委託がある場合のみ |
| ４ | 【別表２】 | 防火対象物実態把握表 | 第３条 |  |
| ５ | 【別表３－１】 | 防火・防災管理委員会構成表 | 第６条 | 注意報等発令時地震対策委員会を兼ねる |
| ６ | 【別表３－２】 | ＰＤＣＡ小委員会 | 第６５条 |  |
| ７ | 【別表４】 | 予防活動組織編成表 | 第１０条 |  |
| ８ | 【別表５】 | 建物等の自主検査チェック表 | 第１１条 |  |
| ９ | 【別表６】 | 消防用設備等自主検査チェック表 | 第１１条 |  |
| １０ | 【別表７】 | 防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等の一覧表 | 第１４条 |  |
| １１ | 【別表８】 | 消防機関への届出・連絡事項等一覧表 | 第１４条 |  |
| １２ | 【別表９】 | 外来患者診察時間外等の防火・防災管理体制 | 第１５条第４１条 |  |
| １３ | 【別表１０】 | 非常用物品等の一覧 | 第３１条 |  |
| １４ | 【別表１１】 | 自衛消防組織装備品リスト | 第４２条 |  |
| １５ | 【別表１２】 | 教育の実施時期等 | 第７３条 |  |
| １６ | 【別表１３】 | 別に定める書類等 | － |  |
| １７ | 【別表１４】 | 被害想定被害想定に基づく消防計画作成例 | 第５条 |  |
| １８ | 【別表１５－１】 | 自衛消防組織の編成表 | 第３４条 |  |
| １９ | 【別表１５－２】 | 自衛消防組織の任務表 | 第３４条 |  |
| ２０ | 【別表１６】 | 資格管理表（防火・防災管理及び自衛消防業務講習） | 第７２条 |  |
| ２１ | 【別図１】 | 避難判断基準 | 第５９条 |  |
| ２２ | 【別図２】 | 消防用設備等設置位置及び屋外へ通じる避難経路図 | 第２６条 |  |

【別記２】

　　　　　　　地震災害対策本部

１　目的

　　地震災害は、同時多発し、その活動は長時間と多くの人の協力が必要となることから、院内が一体となって人命の安全と被害の軽減及び復旧対策等を行うため「地震災害対策本部」を設置する。

２　設置時期

震度６強以上の地震が発生した場合に設置する。

３　活動内容

地震対策本部は、被害状況の把握、自衛消防活動の支援、応急対策の決定、復旧計画の策定等地震災害全般にわたって決定する。

４　組織及び任務

⑴　本部長は　　　 　　、副本部長は　　　 　　、総括班長は防火・防災管理者とする。

⑵　本部長は、地震災害活動の最高指揮者として自衛消防組織の行う活動を統括する。

⑶　副本部長は、本部長を補佐するとともに自衛消防組織の円滑な活動について支援する。

⑷　総括班長は、自衛消防組織の活動の支援活動（庶務的活動）にあたる。

５　対策本部の設置場所

　　本部長が指定した場所とする。

地震災害対策副本部長　　地震災害対策本部長　　地震災害対策本部統括班長

　（　　　　　　　　　） （　　　　　　　　　） （　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　 　 　　自衛消防組織の統括管理者

　　　　　　　　　　　 　　統括管理者の代行者

　本　部　隊

　 地区隊

　　 地区隊

　 地区隊

　重要物搬出班

　庶務班

　情報連絡班

　設備監視班

　初期消火班

　避難誘導班

　救出救護班

備考　１　地震災害活動時には、「情報連絡班」「設備監視班」は、要員を増強する。

２　地震災害活動時には、「初期消火班」「重要物搬出班」は、応急救護所を設置する。

３　災害活動が長期化する場合は、「庶務班」を設け、自衛消防組織の要員の交代や日常生活物資の補給の強化を行う。

【別表１】

防火・防災管理業務の委託状況表

　　　　年　　月　　日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 再受託者の有無 | ✔無　　✔一部有　　✔全部 |
| 防火・防災管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 |
| 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕 | 受託者が再委託する場合記入 |
| 氏名（名称）住所（所在地）担当事務所（電話番号）所在地電話番号〔教育担当者氏名〕〔講習等種別・番号〕〔教育計画〕 |  |  |
| 受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法 | 常駐方法 | 範囲 | ✔避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理✔消防・防災設備等の監視・操作業務 | ✔同左✔同左 |
| ✔火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動　　 | ✔同左　 |
| ✔火災 ✔地震 ✔その他（　　 　　） | ✔同左 ✔同左 ✔その他（ 　） |
| ✔初期消火 ✔通報連絡✔避難誘導 ✔その他（　　 　　） | ✔同左 ✔同左　✔同左 ✔その他（ 　） |
| ✔消火・通報・避難訓練の実施 | ✔同左 |
| ✔その他防火・防災管理上必要な事項（　　　　　　　　） | ✔その他（　　　　　　） |
| 方法 | 常駐場所 |  |  |
| 常駐人員 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |
| 巡回方式 | 範囲 | ✔避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理✔消防・防災設備等の監視・操作業務 | ✔同左✔同左 |
| ✔火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | ✔同左 |
| ✔火災　　　 ✔地震　　　　✔その他（　　　　　） | ✔同左 ✔同左 ✔その他（ 　） |
| ✔初期消火 　✔避難誘導　　　✔通報連絡　 ✔その他（　　　　　　　　　　） | ✔同左 ✔同左　✔同左 ✔その他（ 　） |
| ✔消火・通報・避難訓練の実施 | ✔同左 |
| ✔その他防火・防災管理上必要な事項（　　　　　　　　） | ✔その他（　　　　　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  |  |
| 巡回人員 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |
| 遠隔移報方式 | 範　　囲 | ✔消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 | ✔同左 |
| ✔火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | ✔同左　　　　　　　　 |
| ✔火災　　　 ✔地震　　　　✔その他（　　　　　） | ✔同左 ✔同左 ✔その他（ 　） |
| ✔初期消火　　✔通報連絡✔避難誘導　　✔その他（　　　　　　　　　　） | ✔同左 ✔同左　✔同左 ✔その他（ 　） |
| ✔その他防火・防災管理上必要な事項（　　　　　　） | ✔その他（　　　　　　） |
| 方　法 | 現場確認要員の待機場所 |  |  |
| 到着所要時間 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |

備考　１　□印のある欄については、該当する□印に✓を付けること。

２　防火・防災管理業務を委託している旨の契約書の写しを添付すること。

【別表２】

防火対象物実態把握表

(　　　　年　　月　　日現在)

管理権原者氏名｛　　　　　　　　　　｝

防火・防災管理者氏名｛　　　　　　　　　　｝

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 防火対象物の現状 | 規　　　模 | 項　　　目 | 内　　　容 | 構　造　等 | 項　　　目 | 内　　　容 |
| 建築年月日 | 　　年　　月　　日 | 建物構造 | 耐火・準耐火・防火・木造 |
| 階　　　　　　層 | 地上　階、地下　階 | 直通階段 | 屋内（　本)、屋外（　本) |
| 全体の用途 |  | 建物内事業所数 |  |
| 事業所床面積（所有・占有） | ㎡ | その他 |  |
| 事業所の使用階数 | 階 |
| 事業所の用途 |  |
| 所　有　・　貸　借　状　況 | 項　　　　　　　目 | 内　　　　　　　容 |
| 建物所有状況 | 法人名 |  |
| 職・氏名 |  |
| 所有形態 | 単独・共有・区分所有・その他（　　　　） |
| 当該事業所と建物所有者との関係 | 貸借形態 | 賃借・転借・その他（　　　　　　　） |
| 統括防火・防災管理 | 設置の対象 | 該当　・　非該当 |
| 協議会の有無 | 有　（統括防火・防災管理者　　　　　）・　無 |
| 防火・防災管理業務の一部委託状況 | 有　　・　　無委託内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 建物の所有について複数の事業者が権原を有する場合は、下記項目をチェックし、該当する項目に事業者名を記入する。 |
| 形態種別（□不動産証券化 ・ □指定管理者制度 ・ □ＰＦＩ事業・ □その他（　　　　　　　　） |
| 分　　　類 | 事業者名 | 分　　　類 | 事業者名 | 分　　　類 | 事業者名 |
| 不動産証券化 | 信託銀行等 |  | 指定管理者制度 | 公共施設の管理者 |  | ＰＦＩ事業・その他 | 公共施設の管理者 |  |
| ＳＰＣ(特定目的会社等) |  | 指定管理者 |  | ＰＦＩ事業者 |  |
| ＡＭ(アセットマネージャー) |  | 他（　　　） |  | 他（　　　） |  |
| 他(　　　　) |  | 他（　　　） |  | 他（　　　） |  |
| 使用状況 | 収容人員 | 建物全体 | 名（内・従業員　　　　名） |
| 当該事業所 | 名（内・従業員　　　　名） |
| 事業所の従業時間・勤務人員等 | 従業時間 | 24時間・その他（　：　　～　　：　　） |
| 勤務人員（最多時） | 時間帯（　　：　　～　　：　　）名（正社員　　名、非正社員　　名） |
| 勤務人員（最少時） | 時間帯（　　：　　～　　：　　）名（正社員　　名、非正社員　　名） |
| 主な利用者の状況 | 特定（従業者のみなど）　・　不特定（客など） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　　　　　　目 | 内　　　　　　　容 |
| 火気等の使用状況 | 裸火の使用 | 使用場所等 | 各階の給湯室など |
| 設備・器具の種類 | ガスこんろ・厨房設備など |
| 危険物及び指定可燃物等の貯蔵・取扱い | 保管場所 | １階の倉庫など |
| 品名等 | 灯油100Lなど |
| 届出・許可等 | 有・無　使用目的（　　　　　　　　　） |
| 喫煙管理 | 場　　　　所 |  |
| 吸殻処理方法 |  |
| 消防用設備等の設置状況 | 建築関係 | 非常用エレベーター | 該・否　設置数（　　　） |
| その他 |  |
| 消防用設備等※設置該否欄については、該当する項目に○を記入する。なお、自主的な設置の場合は、「自」、特例適用の場合は「特」と記入する。 |  | 設　　備　　名 | 設置該否 | 設　　備　　名 | 設置該否 |
| 消火設備 | 消火器 |  | ハロゲン化物消火設備 |  |
| 屋内消火栓設備 |  | 粉末消火設備 |  |
| スプリンクラー設備 |  | 屋外消火栓設備 |  |
| 水噴霧消火設備 |  | 動力消防ポンプ設備 |  |
| 泡消火設備 |  |  |  |
| 不活性ガス消火設備 |  |  |  |
| 警報設備 | 自動火災報知設備 |  | 非常ベル |  |
| ガス漏れ火災警報設備 |  | 放送設備 |  |
| 漏電火災警報器 |  |  |  |
| 避難設備 | 避難器具 |  | 誘導灯 |  |
| 消火活動上必要な設備 | 排煙設備 |  | 非常コンセント設備 |  |
| 連結散水設備 |  | 無線通信補助設備 |  |
| 連結送水管 |  |  |  |
| 特殊消防用設備等 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 維持管理責任範囲該否 | （　無[自主検査のみ]・法定点検・軽微な修理・設置　　　　　　　） |

備考　１　本紙は、防火対象物の実態把握を行い、その内容を消防計画の作成に活用するものである。２　消防計画作成（変更）届出書に添えて提出する。

【別表３－１】

防火・防災管理委員会構成表

（地震対策委員会）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 役　　　　職　　　　名 | 備考 |
| 委員会長 |  |  |
| 副委員会長 |  |  |
| 副委員会長 |  |  |
| 委員 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

備考：防火・防災管理委員会は、「地震対策委員会（第６５条）」を兼ねるものとし、「地震対策委員会」は、南海トラフ地震に係る注意報の発令等が発せられた場合に設けるものとする。

【別表３－２】

ＰＤＣＡ小委員会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 役　　　　職　　　　名 | 備考 |
| 小委員会長 |  |  |
| 委員 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

備考：被害の想定や必要な対応行動が十分かどうか、それに応じた体制が備えられているかどうか等について、訓練等を通じて定期的に見直し、改善していく仕組みである**Ｐ**lan（計画）**Ｄ**o（実行）　　　**Ｃ**heck（評価）**Ａ**ct（改善）サイクルを行うため、**ＰＤＣＡ**小委員会、分科会等を設置するものとする。

【別表４】

予防活動組織編成表

|  |
| --- |
| 管理権原者　役職・氏名　　　　 |
| 防火・防災管理者　役職・氏名　 |
| 防火・防災担当責任者 | 火元責任者 |
| 担当区域 | 氏　　名 | 担当区域 | 氏　　名 |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 防火・防災担当責任者 | 火元責任者 |
| 担当区域 | 氏　　名 | 担当区域 | 氏　　名 |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |

【別表５】

自主検査チェック表

|  |  |
| --- | --- |
| 実　施　項　目　及　び　確　認　箇　所 | 検査結果 |
| 建　物　構　造 | ⑴　柱・はり・壁・床コンクリートに、欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| ⑵　天井仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 |  |
| ⑶　窓枠・サッシ・ガラス窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食・ゆるみ・著しい変形等がないか。 |  |
| ⑷　外壁・ひさし・パラペット貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。 |  |
| 避　難　施　設 | ⑴ | 避難通路①　避難通路の幅員が確保されているか。 |  |
| ②　避難上支障となる物品等を置いていないか。 |  |
| ⑵ | 階段階段室に物品が置かれていないか。 |  |
| ⑶ | 避難階の避難口（出入口）①　扉の開放方向は避難上支障ないか。 |  |
| ②　避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。 |  |
| ③　避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。 |  |
| 火気使用設備器具 | ⑴ | 厨房設備①　可燃物品からの保有距離は適正か。 |  |
| ②　異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 |  |
| ③　燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 |  |
| ⑵ | ガスストーブ、石油ストーブ①　自動消火装置は、適正に機能するか。 |  |
| ②　火気周囲は、整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備 | ⑴ | 電気器具①　コードの亀裂・老化・損傷はないか。 |  |
| ②　タコ足の接続を行っていないか。 |  |
| ③　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| その他 | ⑴ | 危険物①　容器の転倒・落下防止措置はあるか。 |  |
| ②　危険物の漏れ・あふれ・飛散はないか。 |  |
| ③　整理清掃状況は適正か。 |  |
| 備　考 |  |
| 検査実施者氏名 | 検査実施日 | 検査実施者氏名 | 検査実施日 | 防火・防災管理者確認 |
| 建物構造　　　　　　　避難関係　　　　　　　 | 　　年　　月　　日　　年　　月　　日 | 火気使用設備器具　　　　　　電気器具　　　　　　　 | 　　年　　月　　日　　年　　月　　日 |  |

備考　１　検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合はを付する。

　　　２　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告するものとする。

【別表６】

消防用設備等自主検査表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実　施　設　備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 消火器（　　年　　月　　日実施） | ⑴　設置場所に置いてあるか。 |  |
| ⑵　消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 |  |
| ⑶　安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 |  |
| ⑷　ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 |  |
| ⑸　圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| 屋内消火栓設備泡消火設備（移動式）（　　年　　月　　日実施） | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ⑵　消火栓扉は確実に開閉できるか。 |  |
| ⑶　ホース・ノズルが接続されているか。変形、損傷はないか。 |  |
| ⑷　表示灯は点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　散水の障害はないか。 |  |
| ⑵　間仕切り・棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　送水口の変形及び操作障害はないか。 |  |
| ⑷　スプリンクラーのヘッドに漏れ・変形はないか。 |  |
| ⑸　制御弁は閉鎖されていないか。 |  |
| 自動火災報知設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ⑶　用途変更・間仕切り変更による未警戒部分がないか。 |  |
| ⑷　感知器の破損・変形・脱落はないか。 |  |
| 避難器具（　　年　　月　　日実施） | ⑴　避難に際し、容易に接近できるか。 |  |
| ⑵　格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 |  |
| ⑶　開口部付近に書棚や展示台等が置かれ、開口部を塞いでいないか。 |  |
| ⑷　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 |  |
| ⑸　標識に変形・脱落・汚損がないか。 |  |
| 誘導灯（　　年　　月　　日実施） | ⑴　改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 |  |
| ⑵　誘導灯の周囲に間仕切り・衝立・ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 |  |
| ⑶　外箱及び表示面は、変形・損傷・脱落・汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 |  |
| ⑷　不点灯・ちらつき等がないか。 |  |
| 備　　　　考 |  |
| 検査実施者氏名 | 防火･防災管理者確認 |
|  |  |

備考：不備、欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。

凡例：○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修

消防用設備等自主検査チェック表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実　施　設　備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 屋外消火栓（　　年　　月　　日実施） | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ⑵　消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 |  |
| ⑶　ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 |  |
| 放送設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　電源監視用の電源圧力計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 |  |
| ⑵　放送設備により、放送ができるかどうか。 |  |
| 非常警報設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　操作上障害となる物がないか。 |  |
| ⑶　押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 |  |
| 連結送水管（　　年　　月　　日実施） | ⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また、送水活動に障害となる物がないか。 |  |
| ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ⑶　放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 |  |
| ⑷　放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 |  |
| ⑸　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 泡消火設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　泡の分布を妨げる物がないか。 |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　泡のヘッドに詰まり、変形はないか。 |  |
| 動力消防ポンプ（　　年　　月　　日実施） | ⑴　常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 |  |
| ⑵　車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 |  |
| ⑶　管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 |  |
| 不活性ガス消火設備ハロゲン化物消火設備粉末消火設備 | ⑴　起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか（手動式起動装置）。 |  |
| ⑵　手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 |  |
| ⑶　スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 |  |
| ⑷　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 備　　　　考 |  |
| 検査実施者氏名 | 防火･防災管理者確認 |
|  |  |

備考：不備、欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。

凡例：○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修

消防用設備等自主検査チェック表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実　施　設　備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 連結散水設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　ヘッドの周囲の散水障害となる物が設けられていないか。 |  |
| ⑵　ヘッドの変形、腐食、漏水等はないか。 |  |
| ⑶　送水バルブの開閉は、表示のとおりとなっているか。 |  |
| ⑷　送水口付近に消防隊の活動障害となる物品等は置いてないか。 |  |
| ⑸　送水口付近に放水区域図が取り付けてあるか。 |  |
| 排煙設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　可動垂れ壁の作動障害はないか。 |  |
| ⑵　排煙口の近くに排煙の妨げとなる物品等の障害物はないか。 |  |
| ⑶　手動操作箱や装置に変形や破損はないか。 |  |
| ⑷　制御盤の電源は、正常に供給されているか。 |  |
| 非常コンセント設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　保護箱付近に消防隊の活動の障害となる物品は置いてないか。 |  |
| ⑵　正常に電源が供給され、保護箱、扉に変形等はないか。 |  |
| ⑶　表示灯は点灯しており、離れた場所から容易に確認できるか。 |  |
| 火災通報装置（　　年　　月　　日実施） | ⑴　本体の変形、破損はないか。 |  |
| ⑵　本体の前面には、操作等に必要な空間が保有してあるか。 |  |
| ⑶　本体の電源は正常に供給されているか。 |  |
| 消防隊進入口（　　年　　月　　日実施） | ⑴　標識や表示灯が正常に取り付け又は点灯しているか。 |  |
| ⑵　進入口の周囲に障害となる物品等を置いてないか。 |  |
| ⑶　消防隊の進入路が確保されているか。 |  |
| 消防用水（　　年　　月　　日実施） | ⑴　消防用水や採水口の周囲に使用の障害となる物品は置いてないか。 |  |
| ⑵　消防用水や採水口の直近に消防車が接近できるか。 |  |
| 漏電火災警報器（　　年　　月　　日実施） | ⑴　変流器に変形、損傷、著しい腐食等はないか。 |  |
| ⑵　受信機の電源は正常に供給されているか。 |  |
| ガス漏れ火災警報設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　検知器、中継器の変形、損傷はないか。 |  |
| ⑵　受信機の電源は正常に供給されているか。 |  |
| ⑶　表示灯は正常に点灯するか。 |  |
| ⑷　警戒区域図は受信機の付近に設置されているか。 |  |
| 備　　　　考 |  |
| 検査実施者氏名 | 防火･防災管理者確認 |
|  |  |

備考：不備、欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。

凡例：○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修

【別表７】

防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等の一覧表

|  |
| --- |
| １　防火・防災管理者選任（解任）届出書の写し甲種防火管理講習修了証の写し（新規講習・★再講習）　　２　防火・防災管理者選任（解任）届出書の写し　　　　防災管理講習修了証の写し（新規講習・★再講習）　　３ 消防計画作成（変更）届出書の写し　　　　防火・防災管理に係る消防計画の写し　★４　南海トラフ地震防災規程の写し（消防計画に添付）５ 自衛消防組織設置（変更）届出書の写し自衛消防業務講習修了証の写し（新規講習・再講習）★６ 統括防火・防災管理者選任（解任）届出書の写し　　　甲種防火管理講習修了証の写し★７　統括防火・防災管理者選任（解任）届出書の写し　　　防災管理講習修了証の写し★８ 全体についての消防計画作成（変更）届出書の写し　　　防火・防災管理に係る全体についての消防計画書の写し★９　工事中の消防計画作成（変更）届出書の写し　　　工事中の消防計画の写し１０　消防訓練実施計画書の写し（消防訓練・防災管理に係る訓練）★１１ 防火対象物点検結果報告書の写し１２　防災管理点検結果報告書の写し★１３ 防火対象物点検報告特例認定申請書の写し　　　　（認定・不認定）通知書★１４　防災管理点検報告特例認定申請書の写し（認定・不認定）通知書　１５　工事整備対象設備等着工届出書の写し１６　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写し★１７　消防用設備等免除申請書（「承認済」押印）１８　消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証１９　防火対象物使用開始届出書の写し２０　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書の写し２１　その他防火・防災管理上必要な書類 |

備考：★印については、該当する場合のみ

【別表８】

消防機関への届出・連絡事項等一覧表

備考：★印については、該当する場合のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　　　別 | 届　出　の　時　期 | 届　出　者 |
| 防火・防災管理者選任（解任）届出書 | 防火管理者を定めたとき、又は解任したとき | 管理権原者 |
| 防火・防災管理者選任（解任）届出書 | 防災管理者を定めたとき、又は解任したとき | 管理権原者 |
| 消防計画作成（変更）届出書 | 防火・防災管理に係る消防計画を作成したとき、又は変更したとき（防災管理に係る消防計画は、防火管理に係る消防計画を兼ねることができる） | 防火管理者管理権原者 |
| ★南海トラフ地震防災規程 | 南海トラフ地震防災規程を作成したとき、又は変更したとき（消防計画に添付） | 防災管理者管理権原者 |
| ★南海トラフ地震防災規程送付書 | 南海トラフ地震防災規程を作成したとき（市町長宛て、消防署に提出） | 管理権原者 |
| 自衛消防組織設置（変更）届出書 | 自衛消防組織を設置したとき、又は変更したとき | 管理権原者 |
| ★統括防火・防災管理者選任（解任）届出書 | 統括防火管理者を定めたとき、又は解任したとき | 管理権原者 |
| ★統括防火・防災管理者選任（解任）届出書 | 統括防災管理者を定めたとき、又は解任したとき | 管理権原者 |
| ★全体についての消防計画作成（変更）届出 | 全体についての防火管理に係る消防計画を作成したとき、又は変更したとき | 統括防火管理者管理権原者 |
| ★全体についての消防計画作成（変更）届出 | 全体についての防災管理に係る消防計画を作成したとき、又は変更したとき（全体についての防火管理に係る消防計画を兼ねることができる） | 統括防災管理者管理権原者 |
| ★工事中の消防計画作成（変更）届出書 | 事業所及び施設等の一部を使用しながら規定された工事を行う場合に作成したとき | 防火・防災管理者管理権原者 |
| 消防訓練実施計画書 | 消防訓練又は防災訓練を実施するとき | 防火・防災管理者 |
| ★防火対象物点検報告 | 防火対象物の点検を実施し、報告をするとき（点検及び報告は、１年に１回） | 管理権原者 |
| 防災管理点検報告 | 防災管理点検を実施し、報告をするとき（点検及び報告は、１年に１回） | 管理権原者 |
| ★防火対象物点検報告特例認定申請書 | 防火対象物点検実施について特例認定を受けるとき | 管理権原者 |
| ★防災管理点検報告特例認定申請書 | 防災管理点検実施について特例認定を受けるとき | 管理権原者 |
| 工事整備対象設備等着工届出書 | 消防用設備等・特殊消防用設備等の工事を着手しようとする１０日前までに届け出る | 工事業者 |
| 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 | 消防用設備等・特殊消防用設備等の工事が完了した日から４日以内に届け出る | 管理権原者 |
| ★消防用設備等免除申請書 | 消防用設備等・特殊消防用設備等の一部又は全部の設置免除を受けるとき | 管理権原者 |
| 防火対象物使用開始届出 | 建物の使用を開始する日の７日前まで | 管理権原者 |
| 消防用設備等点検結果報告書 | 消防用設備等の点検を実施し、報告をするとき（総合点検は１年に１回、報告は１年又は３年に１回） | 管理権原者又は防火・防災管理者 |
| そ　の　他 | 法令に基づく諸手続きを行う場合 | 管理権原者又は防火・防災管理者 |

【別表９】

外来患者診察時間外等の防火・防災管理体制

１　休日の指揮体制

防災センター責任者

防災センター勤務員

（　名）

消防・防災設備要員

（　名）

消火担当

安全防護担当

* 休日出勤者も、火気管理、施錠管理及び自衛消防活動を行うものとする。

火気・施錠管理

通報連絡担当

消火担当

防災センターが存在しない場合は、宿日直責任者

２　夜間の指揮体制

消防・防災設備要員

（　名）

消火担当

安全防護担当

消火担当

防災センター責任者

防災センター勤務員

（　名）

* 夜間の残業者も、火気管理、施錠管理及び自衛消防活動を行うものとする。

駐車場要員

 （　名）

火気・施錠管理

通報連絡担当

消火担当

防災センターが存在しない場合は、宿日直責任者

【別表１０】

非常用物品等の一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　別 | 品　　名 |
| 応急手当用品 | ①医薬品：殺菌消毒剤・火傷薬・整腸剤・止血剤・絆創膏等②救急用品：止血帯・包帯・ガーゼ・三角巾・脱脂綿・ナイフ・ハサミ・ピンセット・体温計・副木・毛布等 |
| 救出作業資機材 | ジャッキ・掛矢・のこぎり・バール・スコップ・つるはし・はしご・ロープ・鉄パイプ・万能斧・エンジン式チェーンソー・担架・毛布等 |
| 非常用物品 | ①懐中電灯・ローソク・マッチ・ライター・携帯用拡声器・メガホン・携帯ラジオ・予備電池・非常用照明器具・ビニール袋等②衣類等（ヘルメット・防災ずきん・軍手・替え下着・タオル・毛布・防寒衣・運動靴） |
| 生活必需品 | ①食料（缶詰・乾パン・インスタントラーメン等）３日分（職員数×３日）②飲料水３日分（職員数×１人１日３ℓ×３日）③携帯燃料・カセットコンロ・カセットボンベ④簡易トイレ（薬剤により固形化するものを含む）⑤寝具等（毛布・寝袋等） |
| 非常持ち出し品 | ①施設・設備台帳②職員・関連企業従業員・出向者等一覧表③顧客リスト及び契約リスト等の部署ごとの重要書類・貴重品・記録用媒体等 |
| その他（事業内容に応じ） | ①防水シート②組立式テント③トランシーバー等 |

備考　１　地震に備えて、非常用物品等を備えておくよう定める。

　　２　非常用物品等として準備しておくと便利なもの

３　防災資機材を持ち出しやすい場所に備蓄・保管する。

４　備蓄・保管施設に損壊等のおそれがある場合は、分散して保管する。

５　数量については、事業所の収容人員により定めるものとする。

【別表１１】

自衛消防組織装備品リスト

|  |  |
| --- | --- |
| 任務別 | 品名 |
| 用意すべき資機材 | 有無 | 用意が推奨される資機材 | 有無 |
| 指揮 | 消防計画（自衛消防活動要領） |  | 携帯用拡声器 |  |
| 建物図面（平面図・配管図・電気設備図等） |  | 指揮本部用の資機材及び標識（隊旗） |  |
| 名簿（職員・入院者・来院者等） |  | 照明器具（懐中電灯・投光器等） |  |
|  |  | 情報伝達機器（トランシーバー等） |  |
| 通報連絡 | 非常通報連絡先一覧表 |  | 携帯用拡声器 |  |
|  |  | 情報伝達機器（トランシーバー等） |  |
| 初期消火 | 防火衣又は作業衣 |  | 可搬消防ポンプ |  |
| 消火器具 |  | 破壊器具（とび口等） |  |
|  |  | 防水シート |  |
| 避難誘導 | マスターキー |  | ロープ |  |
| 切断器具（ドアチェーン等切断用） |  | 誘導の標識（案内旗等） |  |
| 名簿（職員・入院者・来院者等） |  |  |  |
| 携帯用拡声器 |  |  |  |
| 照明器具（懐中電灯等） |  |  |  |
| 安全防護 | キー・手動ハンドル（防火シャッター・レベーター・非常ドア等） |  | エンジンカッター |  |
| 救助器具（ロープ・バール・ジャッキ等） |  | 油圧式救助器具セット |  |
| 建物図面（平面図・配管図・電気設備等） |  |  |  |
| 応急救護 | 応急医薬品 |  | 応急救護所設置資機材（テント・ベッド等） |  |
| 担架 |  | 受傷者記録用紙 |  |
| 車イス |  | 車イス |  |
| 自動体外式除細動器（ＡＥＤ） |  | 自動体外式除細動器（ＡＥＤ） |  |
| 搬出 | 非常用搬出品リスト（契約書類・台帳・ＰＣ・電子記録等） |  | 防水シート |  |
|  |  | 保管標識 |  |
| その他 | 災害用活動服・ヘルメット・運動靴・手袋・警笛 |  | 携帯発電機 |  |

備考　１　資機材は持ち出しやすい場所に備蓄・保管します。

２　備蓄・保管施設に損壊等のおそれがある場合は、分散して保管します。

３　食料（缶詰・乾パン等）：必要日数×必要人数分

４　飲料水（目安　３リットル／１日）：必要日数×必要人数分

【別表１２】

教育の実施時期等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施対象者 |

|  |
| --- |
|  |

実施時期 | 実施回数 | 教育実施者 |
| 防火・防災管理者 | 防火・防災担当責任者 | 火元責任者 |  |  |
| 新入職員 | 採用時 | 採用時１回 |  |  |  |  |  |
| 正職員 | 　月、　　月 | 年２回 |  |  |  |  |  |
| 朝礼時 | 必要の都度 |  |  |  |  |  |
| 派遣職員 | 採用時等 | 採用時１回その他必要の都度 |  |  |  |  |  |
| 朝礼時 | 必要の都度 |  |  |  |  |  |
| アルバイト・パート | 採用時等 | 採用時１回その他必要の都度 |  |  |  |  |  |
| 朝礼時 | 必要の都度 |  |  |  |  |  |
| 出入り業者 | 新規契約時 | 新規契約後年２回 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 備　　　考 | ○印は、対象者に対する実施者を示す |

【別表１３】

別に定める書類等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書　　　　類　　　　名 | 根拠条文 | 備　　　　　　考 |
| **緊急連絡網（緊急連絡一覧表）** | 第４１条第５項 |  |
| **職員等の参集計画** | 第４１条第５項 |  |
| **地震発生後の放送文例** | 第５１条第６項 | 地震発生後の院内一斉放送用 |
| **用語例** | 第５２条第２項⑶ | 緊急地震速報発表時の院内放送用 |
| **緊急地震速報受信時の対応マニュアル** | 第５２条第３項 |  |
| **情報総括表** | 第５３条 | 建物全体の被害及び活動状況 |
| **傷病者カード** | 第５４条第５項⑷ | 救出した場所及び時間等を記入 |
| **地震発生時のエレベーター対応マニュアル** | 第５５条第４項⑵ |  |
| **出勤途上又は外出中の計画** | 第６６条第２項 | 警戒宣言等を知った場合 |
| **職員の時差帰宅時の計画** | 第６６条第３項 |  |

備考：上記の「別に定める書類」は、事業所等の状況に応じた内容で、各事業所の様式により作成し、職員等に周知徹底すること。

【別表１４】

被害想定

|  |  |
| --- | --- |
| 建物の概要（所在地・階数・構造・延床面積・用途等） |  |
| 想定地震情報と時間概要（震度・時間・曜日等） |  |
| シナリオ条件（在院者数・職員数・火気使用状況・天候・外気温等） |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被害種類と考慮すべき態様（標準的な付与条件） | 番号 | 被害想定（被害の具体的事象） | 防火・防災安全上の目標設定 |
| １．建物等の基本被害 | １ | 厨房の内壁にひびが入り、外壁の一部が落下する。 | 建物の被害状況及び余震の恐れから、在院か建物外への避難か判断する。 |
| ２ | 複数の部屋の窓ガラスが割れてガラスが散乱する。 | 避難時及び自衛消防組織活動時に受傷しないよう安全管理に努める。 |
| ３ | 天井パネル及び照明器具の一部が落下し、ガラスが散乱する。 | 避難時及び自衛消防組織活動時に受傷しないよう安全管理に努める。 |
| ２．建築設備等被害 | ４ | ボイラーが非常停止する。 | ボイラー非常停止時のマニュアルに沿って、ボイラーを正常に停止する。 |
| ５ | ボイラー用の燃料タンクから重油が漏洩する。 | 漏油の回収作業を実施し、漏油からの出火をさせない。 |
| ６ | 業務用エレベーターが非常停止して職員が閉じ込められる。 | 安全階でエレベーターを開放し、救出する。 |
| ７ | 受変電設備の配線が一部断線する。 | 感電事故を起こさない。 |
| ３．避難施設等被害 | ８ | 病院内の通路及び出入口が物品の散乱により使用不能となる。 | 避難経路を変更し、避難時には放送設備により経路を徹底する |
| ９ | 屋内階段の一部が脱落し、避難路として使用できなくなる。 | 避難経路を変更し、避難時には放送設備により経路を徹底する |
| 10 | 防火戸が変形し開閉不能となり、避難階段の使用が出来なくなる。 | 避難経路を変更し、避難時には放送設備により経路を徹底する |
| ４．消防用設備等被害 | 11 | 落下物により、一部の消火器が使用不能となる。 | 使用不能の消火器を把握し、発災時には適宜他の消火器を使用する。 |
| 12 | 自動火災報知設備の配線が断線し、感知器の一部が感知不能となる。 | 感知不能となった区域を目視により監視する。 |
| 13 | 一部の屋内消火栓箱が変形し、扉の開閉が出来なくなる。 | 発災時には、開閉不能となった消火栓箱に隣接する消火栓箱の使用及び消火器を使用する。 |
| ５．収容物等被害 | 14 | 高積みされている物品が落下、散乱する。 | 避難時及び自衛消防組織活動時に受傷しないよう安全管理に努める。 |
| 15 | キャビネット及びロッカー等が転倒、机上の書類が散乱する。 | 避難時及び自衛消防組織活動時に受傷しないよう安全管理に努める。 |
| 16 | パーテーションが転倒する。 | 避難時及び自衛消防組織活動時に受傷しないよう安全管理に努める。 |
| ６．ライフライン等被害 | 17 | 断水する。 | 備蓄の飲料水及び簡易トイレを準備する。 |
| 18 | 多数の帰宅困難者が発生する。 | 帰宅困難者に対して最低限の生活環境を提供する。 |
| 19 | 交通網の寸断により公設消防が到着せず、消火や救助活動が困難になる。 | 自衛消防組織を主体とした活動を実施する。 |
| ７．派生的に生じる被害 | 20 | 厨房のガス管が破裂し、ガスが漏洩する。 | 元栓を閉じてガスの供給を停止し、引火、爆発をさせない。 |
| 21 | 家族と連絡がとれないため、帰宅したいとの申し出が殺到する。 | 所在不明となる職員を発生させない。出勤可能な非番職員を確保する。 |
| 22 | 被災状況、安否情報などの情報を求める人が防災センターに殺到する。 | 在院者に的確な情報を提供し、パニックを起こさせない。 |
| ８．人的被害 | 23 | 出張者の安否確認や来院者の対応に手間取る。 | 出張者全員の安否を確認する。入院患者及び来院者の安全を確保する。 |
| 24 | 入院患者及び来院者の中にパニックを起こす者が出る。 | パニックを起こさせない。患者の症状を悪化させないようにする。 |
| 25 | 避難中に負傷者が発生する。 | 負傷者の応急手当を実施する。 |

被害想定に基づく消防計画作成例（予防的対策事項と応急的対策事項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被害種類と考慮すべき態様（標準的な付与条件） | 番号 | 対応行動の具体化 |
| 応急的対策事項 | 予防的事項 |
| １．建物等の基本被害 | １ | 建物の損傷箇所を確認し、必要に応じて建物外の一時避難場所に避難する。 | 資格を有している者に耐震診断を実施させ、必要に応じ耐震補強工事を実施する。 |
| ２ | 割れているガラスの落下に備え、危険区域への立入り禁止措置を講じる。 | ガラスに飛散防止フィルムを貼付する。 |
| ３ | 天井パネル及び照明器具の落下に備え、危険区域への立入り禁止措置を講じる。 | 天井パネルを耐震支柱や耐震ブレースで固定する。 |
| ２．建築設備等被害 | ４ | ボイラー非常停止時のマニュアルに沿って、ボイラーを正常に停止する。 | ボイラーに耐震自動消火装置を付加する。 |
| ５ | ボイラーの燃料が漏油した場合、油を回収し漏油からの出火をさせない。 | 燃料配管の耐震化を行う。 |
| ６ | エレベーター内のインターホンで負傷者の有無を確認し、公設消防及びエレベーターの管理会社に連絡する。 | エレベーター管理会社と緊急時の対応、復旧及び救出フローを確認するとともにエレベーター内に緊急時脱出用のバールを常設する。 |
| ７ | 受変電設備配線の断線による感電事故を起こさない。 | 定期点検を強化し、非常用発電機の導入を検討する。 |
| ３．避難施設等被害 | ８ | 落下物等により通路及び出入口が使用不能になった場合、避難経路を変更し、避難時には放送設備により変更した避難経路を徹底する。 | 落下物等により通路及び出入口が使用不能になることを想定し、予め複数の避難経路を検討しておく。 |
| ９ | 屋内階段が使用不能になった場合、避難経路を変更し、避難時には放送設備により変更した避難経路を徹底する。 | 屋外階段が使用不能になることを想定し、予め複数の避難経路を検討しておく。 |
| 10 | 防火戸が開閉不能となり、避難階段が使用不能になった場合、避難経路を変更し、避難時には放送設備により変更した避難経路を徹底する。 | 防火戸が開閉不能となり、避難階段が使用不能になることを想定し、予め複数の避難経路を検討しておく。 |
| ４．消防用設備等被害 | 11 | 使用不能となった消火器を把握し、直近の消火器を使用する。 | 予め全ての消火器の設置図を作成しておく。 |
| 12 | 感知器の配線の断線により、感知不能となった区域を目視で監視する。 | 感知不能となった感知器を受信機により確認出来るようにする。 |
| 13 | 消火栓箱が使用不能となった場合、隣接する消火栓箱の使用及び消火器を使用する。 | 消火栓箱及び消火器の配置図を作成しておく。 |
| ５．収容物等被害 | 14 | 高積み物品落下による受傷をしないよう安全管理に努める。 | 物品を高積みしないよう、又物品の固定処置をする。 |
| 15 | キャビネット及びロッカー等の転倒による受傷をしないよう安全管理に努める。 | キャビネット及びロッカー等を固定する。 |
| 16 | パーテーション転倒による受傷をしないよう安全管理に努める。 | ローパーテーションの使用及び耐震対策が施されたパーテーションを使用する。 |
| ６．ライフライン等被害 | 17 | 断水に備え、備蓄の飲料水及び簡易トイレを準備する。 | 飲料水を備蓄するとともに、受水槽の水の使用を考慮する。 |
| 18 | 帰宅困難者に対して最低限の生活環境を提供する。 | 非常食、飲料水及び毛布等を備蓄し、簡易トイレを設置する。 |
| 19 | 公設消防が到着しない場合、自衛消防組織を主体とした活動を実施する。 | 消防用設備及び応急手当用品等の充実、各種訓練の実施。 |
| ７．派生的に生じる被害 | 20 | ガスが漏洩した場合、元栓を閉じてガスの供給を停止し、ガス漏洩付近を立入り禁止とし、引火、爆発させない。 | ガス配管の耐震化を行う。 |
| 21 | 帰宅判断のための情報収集。非番職員の招集。 | 一部帰宅の抑制対策に基づく施設内待機に係る計画を職員等に周知するとともに、最低３日分の非常食及び飲料水等の備蓄を準備する。 |
| 22 | 職員に的確な情報を提供し、パニックを起こさせない。 | 在院者が陥るパニックを予め想定しておく。 |
| ８．人的被害 | 23 | 出張者の安否確認を行う。来院者の避難誘導を行う。 | 安否確認方法を確立しておく。入院患者及び来院者の対応について予め決めておく。 |
| 24 | 入院患者及び来院者のストレスを軽減し、パニックを起こさせない。 | 入院患者及び来院者に対してより良い生活環境を提供出来るよう準備する。 |
| 25 | 負傷者に対する応急手当の実施。 | ある程度の負傷者の発生を想定し、応急手当用品を準備する。 |

【別表１５－１】

自衛消防組織の編成表（合計　　　名）

自衛消防組織編成表（時間帯　　時　　分～　　時　　分）　 防災センター該当（　有・無　）

＜本部隊＞（計　　名） ＜地区隊＞ ＜地区隊＞ ＜地区隊＞

自　衛　消　防　隊　長

 　　　　地区隊（計　　名） 　　　　地区隊（計　　名） 　　　　地区隊（計　　名）

副隊長（統括管理者の代行者等）

隊長

隊長

隊長

指揮班　　　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

管理権原者

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

初期消火班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

初期消火班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

初期消火班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

初期消火班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

避難誘導班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

避難誘導班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

避難誘導班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

安全防護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

安全防護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

安全防護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

避難誘導班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

応急救護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

応急救護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

応急救護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

安全防護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　備考　１　各班は、任務を適切に行うため、最低限２人以上の要員を確保する。ただし、被害想定、訓練の

応急救護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

検証結果により増減することができる。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２　自衛消防隊長は、防火・防災管理者又は統括管理者とすること。

自衛消防組織の編成表

＜地区隊＞ ＜地区隊＞ ＜地区隊＞ ＜地区隊＞

 　　　　地区隊（計　　名）　　　　　　　　　地区隊（計　　名）　　　　　　　　　地区隊（計　　名）　　　　　　　　　地区隊（計　　名）

隊長

隊長

隊長

隊長

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

初期消火班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

初期消火班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

初期消火班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

初期消火班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

避難誘導班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

避難誘導班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

避難誘導班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

避難誘導班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

安全防護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

安全防護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

安全防護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

安全防護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

応急救護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

応急救護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

応急救護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

応急救護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

　　　　備考：各班は、任務を適切に行うため、最低限２人以上の要員を確保する。ただし、被害想定、訓練の検証結果により増減することができる。

自衛消防組織の編成表

自衛消防組織の編成表

＜地区隊＞ ＜地区隊＞ ＜地区隊＞ ＜地区隊＞

 　　　　地区隊（計　　名）　　　　　　　　　地区隊（計　　名）　　　　　　　　　地区隊（計　　名）　　　　　　　　　地区隊（計　　名）

隊長

隊長

隊長

隊長

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

通報連絡（情報）班(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

初期消火班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

初期消火班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

初期消火班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

初期消火班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

避難誘導班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

避難誘導班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

避難誘導班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

避難誘導班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

安全防護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

安全防護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

安全防護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

安全防護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

応急救護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

応急救護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

応急救護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

応急救護班　　　　(計　名)

班長

班員　　　　　　　　　他　名

　　　　備考：各班は、任務を適切に行うため、最低限２人以上の要員を確保する。ただし、被害想定、訓練の検証結果により増減することができる。

【別表１５－２】

自衛消防組織の任務表

１　本部隊の任務

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 班 | 災害等発生時の任務 | 注意報等が発せられた場合の組織編成 | 注意報等が発せられた場合の任務 |
| 指　揮　班 | １　自衛消防活動の指揮統制２　統括管理者の補佐及び地区隊への指揮や指示 | 指揮班は、本部隊各班及び地区隊への指揮や指示を統括する担当として編成する。 | 報道機関等により警戒宣言発令に関する情報を収集し、統括管理者に連絡する。 |
| 通報連絡（情報）班 | １　消防機関への通報及び通報の確認２　状況及び情報を把握し、指揮班へ報告３　院内への非常放送及び指示命令の伝達４　関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）５　避難状況の把握 | 通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。 | １　周辺地域の状況を把握する。２　在院者を調査し、放送設備・掲示板・携帯用拡声器等により在院者に対する周知を図る。３　食料品、飲料水、医薬品等及び防災資機材の確認をする。 |
| 初期消火班 | １　出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事２　地区隊が行う消火作業への指揮指導３　消防隊との連携及び補佐 | 初期消火班は、点検措置担当として編成する。 | 建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、危険物及び消防用設備等の点検並びに保安の措置を講じる。 |
| 避難誘導班 | １　出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達２　非常口の開放及び開放の確認３　避難上障害となる物品の除去４　未避難者、要救助者の確認及び本部への報告５　ロープ等による警戒区域の設定 | 避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。 | 混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。 |
| 安全防護班 | １　火災発生地区へ直行し、防火シャッター・防火戸・防火ダンパー等の閉鎖２　非常電源の確保及びボイラー等危険物施設の供給運転停止３　エレベーター・エスカレーターの非常時の措置 | 安全防護班は、点検措置担当として編成する。 | 上記の初期消火班の任務と同様とする。 |
| 応急救護班 | １　応急救護所の設置２　負傷者の応急処置３　救急隊との連携、情報の提供 | 応急救護班は、情報収集担当として編成する。 | 上記の通報連絡（情報）班の任務と同様のほか、救出資機材等の確認をする。 |

２　地区隊の任務

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 班 | 災害等発生時の任務 | 注意報等が発せられた場合の組織編成 | 注意報等が発せられた場合の任務 |
| 通報連絡（情報）班 | 防災センターへの通報及び隣接各室への連絡 | 通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。 | テレビ・ラジオ等により情報を収集する。 |
| 初期消火班 | 消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導 | 初期消火班は、点検担当として編成する。 | 担当区域の転倒・落下防止措置を講じる。 |
| 避難誘導班 | 出火時における避難者の誘導 | 避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。 | 本部の指揮により、避難誘導を行う。 |
| 安全防護班 | 水損防止・電気・ガス等の安全措置及び防火戸・防火シャッターの操作 | 安全防護班は、点検担当として編成する。 | 上記の初期消火班の任務に同じ。 |
| 応急救護班 | 負傷者に対する応急処置 | 応急救護班は、応急措置担当として編成する。 | 危険箇所の補強・整備を行う。 |

自衛消防組織の編成と任務作成上の留意事項

１　　　の部分は、事業所に即した内容とすること。

２　時間帯欄については、当該事業所の運営時間帯又は就業時間帯を記入すること。

３　防災センター該当欄は、該当しない文字を横線で消すこと。

４　統括管理者の代行者を定める場合は、代行できる時間帯に間隙がないよう定めること。

５　自衛消防組織本部隊の各班・地区隊長・地区隊の各班については、構成人数及び班長・班員の役職名等を記入すること。

６　時間帯により構成員の数が変動する場合は、就業人員数が最大となる時間帯を基準とした編成を行うこと。また、人員が減少した場合でも、残った人員により、各班の活動が行える体制を考慮した編成を行うこと。

【別表１６】

資格管理表（防火・防災管理者及び自衛消防業務講習）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建物名称 |  | 所在地 |  | 建物用途 |  |
| 防火・防災管理者　職・氏名 |  | 電　話　番　号 |  |
| 防火・防災管理者 | 選任届日　　年　　月　　日 | 資格取得　　年　　月　　日 | 再講習受講日　　年　　月　　日 | 再講習受講日　　年　　月　　日 |
| 統括管理者氏名 |  | 資格取得　　年　　月　　日 | 再講習受講日　　年　　月　　日 | 再講習受講日　　年　　月　　日 |
| ※統括管理者代行者 |  | 資格取得　　年　　月　　日 | 再講習受講日　　年　　月　　日 | 再講習受講日　　年　　月　　日 |
| 自　衛　消　防　隊　員　（　自　衛　消　防　業　務　講　習　修　了　者　） |
| 所　　　　属 | 氏　　　　　　名 | 資　格　取　得　日 | 再　講　習　受　講　日 | 再　講　習　受　講　日 |
| 本部隊 | 指揮班 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 通報連絡（情報）班 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 初期消火班 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 避難誘導班 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 安全防護班 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 応急救護班 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　　　　属 | 氏　　　　　　名 | 資　格　取　得　日 | 再　講　習　受　講　日 | 再　講　習　受　講　日 |
| 　　　　　　地　区　隊 | 通報連絡（情報）班 |  |  |  |  |
| 初期消火班 |  |  |  |  |
| 避難誘導班 |  |  |  |  |
| 安全防護班 |  |  |  |  |
| 応急救護班 |  |  |  |  |
| 　　　　地　区　隊 | 通報連絡（情報）班 |  |  |  |  |
| 初期消火班 |  |  |  |  |
| 避難誘導班 |  |  |  |  |
| 安全防護班 |  |  |  |  |
| 応急救護班 |  |  |  |  |
| 　　　　　地　区　隊 | 通報連絡（情報）班 |  |  |  |  |
| 初期消火班 |  |  |  |  |
| 避難誘導班 |  |  |  |  |
| 安全防護班 |  |  |  |  |
| 応急救護班 |  |  |  |  |

|  |
| --- |
|  |

備考：本表は、変更の都度修正し、消防計画を届け出た消防署へその変更内容を連絡する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　　　　属 | 氏　　　　　　名 | 資　格　取　得　日 | 再　講　習　受　講　日 | 再　講　習　受　講　日 |
| 　　　　　　地　区　隊 | 通報連絡（情報）班 |  |  |  |  |
| 初期消火班 |  |  |  |  |
| 避難誘導班 |  |  |  |  |
| 安全防護班 |  |  |  |  |
| 応急救護班 |  |  |  |  |
| 　　　　地　区　隊 | 通報連絡（情報）班 |  |  |  |  |
| 初期消火班 |  |  |  |  |
| 避難誘導班 |  |  |  |  |
| 安全防護班 |  |  |  |  |
| 応急救護班 |  |  |  |  |
| 　　　　地　区　隊 | 通報連絡（情報）班 |  |  |  |  |
| 初期消火班 |  |  |  |  |
| 避難誘導班 |  |  |  |  |
| 安全防護班 |  |  |  |  |
| 応急救護班 |  |  |  |  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

備考：本表は、変更の都度修正し、消防計画を届け出た消防署へその変更内容を連絡する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　　　　属 | 氏　　　　　　名 | 資　格　取　得　日 | 再　講　習　受　講　日 | 再　講　習　受　講　日 |
| 　　　　　　地　区　隊 | 通報連絡（情報）班 |  |  |  |  |
| 初期消火班 |  |  |  |  |
| 避難誘導班 |  |  |  |  |
| 安全防護班 |  |  |  |  |
| 応急救護班 |  |  |  |  |
| 　　　　　地　区　隊 | 通報連絡（情報）班 |  |  |  |  |
| 初期消火班 |  |  |  |  |
| 避難誘導班 |  |  |  |  |
| 安全防護班 |  |  |  |  |
| 応急救護班 |  |  |  |  |
| 　　　　地　区　隊 | 通報連絡（情報）班 |  |  |  |  |
| 初期消火班 |  |  |  |  |
| 避難誘導班 |  |  |  |  |
| 安全防護班 |  |  |  |  |
| 応急救護班 |  |  |  |  |

|  |
| --- |
|  |

備考：本表は、変更の都度修正し、消防計画を届け出た消防署へその変更内容を連絡する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　　　　属 | 氏　　　　　　名 | 資　格　取　得　日 | 再　講　習　受　講　日 | 再　講　習　受　講　日 |
| 　　　　地　区　隊 | 通報連絡（情報）班 |  |  |  |  |
| 初期消火班 |  |  |  |  |
| 避難誘導班 |  |  |  |  |
| 安全防護班 |  |  |  |  |
| 応急救護班 |  |  |  |  |
| 　　　　地　区　隊 | 通報連絡（情報）班 |  |  |  |  |
| 初期消火班 |  |  |  |  |
| 避難誘導班 |  |  |  |  |
| 安全防護班 |  |  |  |  |
| 応急救護班 |  |  |  |  |
| 　　　　地　区　隊 | 通報連絡（情報）班 |  |  |  |  |
| 初期消火班 |  |  |  |  |
| 避難誘導班 |  |  |  |  |
| 安全防護班 |  |  |  |  |
| 応急救護班 |  |  |  |  |

|  |
| --- |
|  |

備考：本表は、変更の都度修正し、消防計画を届け出た消防署へその変更内容を連絡する。

【別図１】

避難判断基準

情報の逐次提供及び必要階への避難情報の連絡

情報の逐次提供

被災状況等から階の優先度を判断

予期しない一斉避難行動によるパニック的行動の抑制等

火災の発生

室内散乱等による負傷の危険等

NO

NO

YES

YES

防火区画・設備の損傷等

全体に危険

及ぶか

通常階避難

院内一斉避難

院内逐次避難

周辺の危険

その他危険

倒壊危険

階避難の必要性

地震発生

周辺の建物火災の発生等

強い余震の危険

複数階同時出火

危険物・ガスの漏出

等

重要な構造の破壊等

NO

YES

YES

YES

院内情報

【別図２】

消防用設備等設置位置及び屋外へ通じる避難経路図

（避難経路のみ赤線で記入すること。）

　階平面図

　階平面図

　階平面図

　階平面図

　階平面図

　階平面図

　階平面図

　階平面図

　階平面図

　階平面図

　 　階平面図

　階平面図

備考：各階ごとの消防用設備等設置位置及び屋外へ通じる避難経路図を作成すること。

南海トラフ地震〖予防規程、防災規程〗

（目的）

第１条　この規程は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（組織）

第２条　南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第１のとおり指定する。

　⑴　地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。

　⑵　隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

（隊長等の権限及び業務）

第３条　隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

⑴　情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。

⑵　南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

⑶　避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。

⑷　顧客等の避難完了後、従業員を　　　　　　　に集合させ避難させること。

　⑸　前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

２　副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

（従業員の責務）

第４条　南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

（情報収集連絡班の業務）

第５条　情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

⑴　隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。

　⑵　隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。

　⑶　あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

（避難誘導班の業務）

第６条　避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

　⑴　地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに【別図第１】の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図【別図第２】の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。

　⑵　隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。

　⑶　避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

　⑷　顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

（その他不測の事態）

第７条　隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この南海トラフ地震〖予防規程・防災規程〗どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

２　各班の班長は、班がこの南海トラフ地震〖予防規程・防災規程〗どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

（訓練）

第８条　隊長〖防火管理者・防災管理者〗が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年１回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

　⑴　情報収集・伝達に関する訓練

　⑵　津波からの避難に関する訓練

　⑶　その他前各号を統合した総合防災訓練

（教育）

第９条　隊長〖防火管理者・防災管理者〗が従業員等に対して行う教育は次による。

⑴　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

　⑵　地震及び津波に関する一般的な知識

　⑶　南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

　⑷　南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割

⑸　南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

⑹　南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

（広報）

第１０条　隊長〖防火管理者・防災管理者〗が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

⑴　南海トラフ地震が発生した場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

⑵　正確な情報入手の方法

⑶　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

⑷　各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

⑸　各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

注記

※１　この作成例は、ここに定める以外の事項を定めることを妨げているものではありません。事業所等で安全確保対策等を定める必要があれば規定して下さい。

※２　〖　〗印内の文字については、該当しない文字を横線で消すか、該当しない文字を削除して下さい。

※３　第２条で規定する地震防災隊の組織は、地震発災時の円滑な応急対応を考慮すると、既存の消防計画書に定める組織（火災予防のための組織）を用いた方が望ましいです。

※４　予防規程の作成に当たっては、危険物の規制に関する規則第60条の2第1項第11号の2の規定に基づき発出している「危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について」（平成24年8月21日付け消防危第197号）において、地震が発生した場合に加え、地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する予防規程に盛り込むべき事項を取りまとめていることから、当該通知との整合性に留意して下さい。

【別表第１】

地震防災隊組織表

情報収集連絡班

　　　　班長

　　　　班長

　　　　班長

　　　　班長

　　　　班長

　　　　班長

　　　班長

　　　　班長

　　　　班長

　　　　班長

　　　　班長

本部隊班長

地震防災隊長

避難誘導班

　　　班長

　　　　班長

　　　　班長

　　　　班長

　　　　班長

　　　　班長

　　　　班長

　　　班長

　　　　班長

　　　　班長

　　　　班長

地震防災副隊長

本部隊副班長

【別表第２】

地震防災隊活動要領

|  |  |
| --- | --- |
| 担当区分 | 任　　　務　　　内　　　容 |
| 地震防災隊長 | １　情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。２　南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。３　避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。４　従業員を集合させ避難させること。５　前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。 |
| 情報収集連絡班 | １　隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集に努め、随時隊長に報告すること。２　隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を顧客、その他の従業員に伝えること。３　あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。 |
| 避難誘導班 | １　地震発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図第１の位置につき、建物内の避難経路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図（別図第２）の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。２　隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。３　避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。４　顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。 |

【別図第１】（施設内の避難誘導員の配置及び集合場所への経路図）

　１　施設内の避難誘導員の配置位置及び集合場所までの避難経路を記した図を作成して下さい。

　２　集合場所までの避難経路を赤色で線引きして下さい。

* 「防火管理に係る消防計画」に添付する【別図１】又は「防火・防災管理に係る消防計画」に添付する【別図２】に避難誘導員の配置を追記すれば本防災規程の【別図第１】に流用できるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　階平面図

　階平面図

※　複数階の場合は、全ての階の図面を作成すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　階平面図

　階平面図

　　　　　　　　　　　　　　　　階平面図

　階平面図

【別図第２】（集合場所から避難場所への避難経路図）

１　施設の集合場所から避難場所までの地図を作成して下さい。

　２　避難場所までの避難経路を赤色で線引きして下さい。

* 避難場所は、できる限り浸水区域外で市町が指定する津波に対応した指定緊急避難場所とすること。

ただし、危険が切迫している場合は、選択した避難場所に関わらず、浸水区域内であっても高

　台や頑丈な建物の３階以上に避難しても良いものとする。